

第7章 調査のまとめ

第7章 調査のまとめ

第7章 調査のまとめ.....	247
1. 我が国のスポーツ基本計画に示された政策・施策の整理.....	248
2. 我が国のスポーツ基本計画と海外のスポーツ行政計画の一覧比較.....	250
3. スポーツ行政計画の評価指標・評価方法の整理.....	252
(1) 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実.....	253
(2) 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進.....	256
(3) 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備.....	259
(4) 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備.....	264
(5) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進.....	271
(6) ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上.....	274
(7) スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進.....	277
調査研究を振り返って　ースポーツ基本計画の在り方とはー.....	281

第7章 調査のまとめ

本調査研究の目的は、平成24年3月に策定されたスポーツ基本計画に示されている「計画の進捗状況の検証と計画の見直し」に資するため、諸外国のスポーツに係る行政計画等に関し、根拠・策定経緯・内容・評価指標や評価方法について実態を把握することにある。

本稿の第1章から第6章にかけて、海外6か国のスポーツに係る行政計画の実態把握を進めてきた。そのなかで、各国における計画の策定根拠、策定経緯については、当然ながら各国独自の法制度、行政制度、歴史的経緯、国情等に応じてなされているもので、我が国にとって参考となるには違いないものの、たちまち採り入れられる類のものではない。

しかし、各国がスポーツに関して掲げる政策及び施策の内容、ならびにそれらの評価指標や評価方法に関しては、我が国のスポーツ基本計画の在り方、そしてスポーツ政策の立案・実施・評価のプロセスを問い直す機会にあたって参考となる情報が含まれている。

スポーツ基本計画の第4章「施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」の第4項には、次のように示されている。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を実施し、スポーツ立国を実現させるためには、計画の進捗状況について計画期間中に不断の検証を行い必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要である。

このため、計画が未達成の場合に設定目標の当否を含めその原因を客観的に検証するとともに、計画内容の見直しに当たっては、内外の社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討することとする。

また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価することを可能とする評価方法や指標等の開発を図る。その際、国民の参加によるスポーツの推進の観点から、国民に分かりやすく説明できるように工夫することとする。

国として政策・施策を策定するからには、それらに基づいた施策事業に国民の税金が使われる以上、結果または成果が検証されなければならない。これは我が国では一般に政策評価と呼ばれ、評価の対象が何であるかによって政策評価、事業評価、行政事業レビューなどの形態があるが、国においては総務省行政管理局が定めた一律の手法及びフォーマットを各省庁が運用し、国民に開示している。

行政が実施する政策・施策の評価の在り方は国によってさまざまであり、イギリス、フランス、インドなどでは近年大胆な改革が実施されている。しかし海外の手法を参考にしスポーツ基本計画の政策評価そのものの在り方を見直すことが本調査の目的ではない。むしろ、どの国もスポーツ政策を測定可能な目標と共に定め、それら目標が期限内に到達したか否かを問い、その結果を国民に開示する、という点では一致していることから、国が国民に対してコミットするスポーツ政策の内容、及びそれらの評価の在り方は、我が国との比較の対象として最適と考えられる。

そのため本章では、調査対象国の政策及び施策を我が国のスポーツ基本計画と対比したうえで、とりわけ評価指標や評価方法に着目した整理を行う。

第7章 調査のまとめ

1. 我が国のスポーツ基本計画に示された政策・施策の整理

スポーツ基本計画は、スポーツ基本法に基づいて平成24年（2012年）3月30日に文部科学大臣決定により策定された。スポーツ基本計画には、平成24年度以降の10年間におけるスポーツ推進の基本方針と先5年間の総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されている¹。

全体の構成としては、第1章と第2章においてスポーツ推進の基本方針が述べられ、第3章が政策、及び政策毎の施策が示された各論部分となっている。

第3章に示された政策及び施策、及びこれらの目標を整理すると、次のようになる。

	政策・施策	政策目標・施策目標
政策1	1. 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実	子供のスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子供がスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。 そうした取組の結果として、今後10年以内に子供の体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。
	施策1(1)	(1) 幼児期からの子供の体力向上方策の推進 「全国体力・運動能力等調査」等による検証を行いつつ、子供が積極的に運動遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲を養い、体力の向上を図る。
	施策1(2)	(2) 学校の体育に関する活動の充実 教員の指導力の向上やスポーツ指導者の活用等による体育・保健体育の授業の充実、運動部活動の活性化等により、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるようにするとともに、体力の向上を図る。
	施策1(3)	(3) 子供を取り巻く社会のスポーツ環境の充実 地域社会全体が連携・協働して、総合型クラブをはじめとした地域のスポーツ環境の充実により、子供のスポーツ機会を向上させる。
政策2	2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。 そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。
	施策2(1)	(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進 年齢、性別を問わず人々がスポーツを行うようにするとともに、既にスポーツを行っている者についてはさらなる実施頻度の向上を目指し、ライフステージに応じたスポーツ参加等を促進する環境を整備する。
	施策2(2)	(2) スポーツにおける安全の確保 安心してスポーツ活動を行うための環境を整備し、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図る。
政策3	3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。
	施策3(1)	(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進 総合型クラブを中心とする地域スポーツクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担い、コミュニティの核となるよう、地方公共団体の人口規模や高齢化、過疎化等に留意しつつ、各市区町村に少なくとも1つは総合型クラブが育成されることを目指す。 さらに、総合型クラブがより自立的に運営することができるようにするため、運営面や指導面において周辺の地域スポーツクラブを支えることができる総合型クラブ（「拠点クラブ」）を広域市町村圏（全国300箇所程度）を目安として育成する。
	施策3(2)	(2) 地域のスポーツ指導者等の充実 地域住民やスポーツ団体等のニーズを踏まえつつ、スポーツ指導者等の養成を推進するとともに、資格を有するスポーツ指導者の有効活用を図る。
	施策3(3)	(3) 地域スポーツ施設の充実 地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、学校体育施設等の有効活用や地域のスポーツ施設の整備を支援する。

¹ 文部科学省 スポーツ基本計画 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/

	政策・施策	政策目標・施策目標
施策 3 (4)	(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携	企業や大学に蓄積された人材やスポーツ施設、スポーツ医・科学の研究成果等を地域スポーツにおいて活用するための連携・協働の推進を図る。
政策 4	4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備	<p>国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。</p> <p>そうした取組を通して、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。</p> <p>また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008/北京）、冬季大会8位（2010/バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする。</p>
施策 4 (1)	(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化	トップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や強化・研究関係機関、地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化する。
施策 4 (2)	(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成	スポーツ指導者及び審判員等トップスポーツの推進に寄与する人材の養成や、トップアスリートからスポーツ指導者等に至るキャリアの形成を行う体制を充実させる。
施策 4 (3)	(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築	国際競技力の向上を推進する拠点体制として、世界水準に対応したナショナルトレーニングセンター（「NTC」）、国立スポーツ科学センター（「JISS」）、大学等の拠点を整備し、強化・研究関係機関の相互の連携強化を促進する。
政策 5	5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進	国際的な貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的なネットワークの構築等を行う。
施策 5 (1)	(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等	国や独立行政法人、地方公共団体、スポーツ団体等関係機関が連携し、国際競技大会等の積極的な招致及び円滑な開催を支援する。
施策 5 (2)	(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	国際スポーツ界において活躍できる人材を養成し、情報を収集・発信する体制を整備するとともに、国際的な人的ネットワークを構築し、我が国の貢献度や存在感を高める。
政策 6	6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上	スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。
施策 6 (1)	(1) ドーピング防止活動の推進	国際的な水準のドーピング検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発の推進、情報提供体制の充実、教育・研修、普及啓発を通じた、ドーピング防止活動を充実させる。
施策 6 (2)	(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進	スポーツ団体と協力し、スポーツ団体の組織運営体制の在り方に関するガイドラインを策定すること等により、ガバナンスを強化し、透明性が高い組織運営体制を整備したスポーツ団体を継続的に増加させる。
施策 6 (3)	(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進	スポーツ団体と連携し、スポーツ仲裁の自動受諾条項を置くスポーツ団体の継続的な増加等スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた基礎的環境整備を推進する。
政策 7	7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進	トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。
施策 7 (1)	(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進	次世代アスリートの育成と地域スポーツの推進や学校の体育に関する活動の充実等を目的とした、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進を図る。
施策 7 (2)	(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携	企業や大学に蓄積された人材やスポーツ施設、スポーツ医・科学の研究成果等を地域スポーツにおいて活用するための連携・協働の推進を図る。

第7章 調査のまとめ

2. 我が国のスポーツ基本計画と海外のスポーツ行政計画の一覧比較

		日本	韓国	フランス
計画の概要	計画の名称	スポーツ基本計画	文化ビジョン 2008-2012 ※2013-2020 版は 2013 年末に公表	年次業績計画書 2013 (PAP2013)
	策定年月日	2012 年 3 月 30 日	2008 年 12 月 30 日	2012 年 9 月 28 日
	計画期間	2012 年～2021 年 (10 年間)	2008 年～2012 年 (5 年間)	2013 年～2015 年 (3 年間)
	従前の計画	スポーツ振興基本計画 (2001 年～2011 年)	国民体育振興 5 ヶ年計画 (2003 年～2007 年)	年次業績計画書 2012 (2012 年～2015 年)
	計画の根拠	法律を根拠とする (スポーツ基本法)	法律を根拠としない 新政権発足時に慣例的に作成	法律を根拠とする (予算組合法)
	策定主体	文部科学省	スポーツ担当省 (文化体育観光部)	スポーツ担当省 (スポーツ社会教育市民活動省)
	計画を管理・所管する省庁	文部科学省	スポーツ担当省 (文化体育観光部)	スポーツ担当省 (スポーツ社会教育市民活動省)
	計画の対象	国のスポーツ政策	文化体育観光部の政策の「スポーツ」部分	スポーツ担当省の政策の「スポーツ」部分
	政策	7 個の「政策」	7 個の「重点課題」	4 個の「アクション」 (Action)
	一施策	－19 個の「施策」	－31 個の「主な事業」	－6 個の「業績目標」 (Objectif)
	一施策事業	－165 個の「具体的施策展開」	－75 個の「施策事業」	－53 個の「施策事業」
計画の構造	政策タイトル (対応する施策の数)	1. 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実 (3) 2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 (2) 3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備 (4) 4. 国際競争力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備 (3) 5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催を通じた国際交流・貢献の推進 (2) 6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上 (3) 7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進 (2)	1. スポーツ活動への参加条件の改善 (6) 2. 体育に親和的な教育環境、教育に親和的な体育環境 (4) 3. 共に楽しむスポーツ活動 (4) 4. 世界におけるスポーツ韓国 (4) 5. スポーツ産業の競争力強化 (4) 6. エリートスポーツの国際競争力強化 (6) 7. 体育行政体制の先進化 (3)	1. 最大多数のためのスポーツ振興 (3) 2. 高水準スポーツの発展 (1) 3. スポーツにおける予防と競技者保護 (1) 4. スポーツ職業の振興 (1)
	期間中の行程表	設定なし	「施策事業」全てに各年度の行程を設定	設定なし
	期間中の予算計画	設定なし	75 個の「施策事業」を 80 個の「詳細事業」に整理のうえ、計画期間各年度の投資額を設定	4 個の「アクション」別に当年度予算を設定、53 個の「施策事業」に予算を割り当て
	成果指標/数値目標の設定	7 個の「政策」のうち 3 個に数値目標を設定	75 個の「施策事業」全てに年度別達成目標を設定	6 個の「業績目標」に 33 個のサブ指標、2015 年の目標値を設定
	単年度計画との関係	基本計画に掲げた諸施策の優先度を考慮のうえ年度計画/予算を策定	文化ビジョンに掲げた諸施策を概ね網羅する形で年度計画/予算を策定	単年度の PAP は政府の複数年度の公共債務削減計画に従って策定される

第7章 調査のまとめ

イギリス	オーストラリア		カナダ	インド
事業計画 2013-2015 (Business Plan)	オーストラリアスポーツ：成功への道	国家スポーツ及びレクリエーション活動政策枠組み	カナダスポーツ政策 2012 (CSP2012)	第12次5ヶ年計画 2012-2017
2012年5月31日	2010年5月11日	2011年6月10日	2012年6月27日	2012年12月27日
2012年～2015年 (3年間)	2010年～2013年 (4年間)	2011年～2021年 (10年間)	2012年～2022年 (10年間)	2012年～2017年 (5年間)
事業計画 2011-2015 (2011年～2015年)	該当なし	該当なし	カナダスポーツ政策 2002 (CSP2002)	第11次5ヶ年計画 2006-2011
法律を根拠としない 予算法案に附属せず	法律を根拠としない 予算法案に附属する	法律を根拠としない ガイドラインの位置づけ	法律を根拠としない コモンローの伝統による	法律を根拠としない 5年毎に慣例的に作成
スポーツ担当省 (文化メディアスポーツ省)	スポーツ担当省 (保健高齢化省)	SRMC (スポーツ及びレクリエーション大臣評議会)	FPTSC (連邦州/準州 スポーツ会議)	国家計画委員会
内閣府	スポーツ担当省 (保健高齢化省)	スポーツ担当省 (保健高齢化省)	スポーツ担当省 (民族遺産省)	スポーツ担当庁 (スポーツ庁)
「連立政権優先事項」 の「スポーツ」部分	全国のスポーツ政策 (連邦政府策定)	全国のスポーツ政策 (連邦州/準州協調)	全国のスポーツ政策 (連邦州/準州協調)	第12次5ヶ年計画の 「スポーツ」部分)
2個の「連立政権優先事項」 (Coalition Priorities)	3個の「主要目標」 (Key Goals)	7個の「優先協力事項」 (Priority Areas)	6個の「ゴール」 (Goals)	2個の「第12次計画戦略」 (Twelfth Plan Strategy)
－7個の「政策目標」 (Action)	－16個の「施策」	－14個の「目標」 (Objectives)	－30個の「目標」 (Objectives)	－13個の「イニシアティブ」 (Initiatives)
－13個の「施策事業」	－設定なし	－設定なし	－設定なし	－設定なし
1. 2012年オリンピック及び パラリンピック大会の 開催(5) 2. オリンピック、パラリン ピック大会を通じたス ポーツレガシーの創造 (8)	1. スポーツに参加す る国民の数を増や す(6) 2. スポーツ経路の強 化(4) 3. 成功に向けた努力 (6)	1. スポーツへの参加(2) 2. 国際競技大会の振興 (1) 3. 国内競技大会の振興 (2) 4. 持続可能な体制の構築 (6) 5. 政策体制の整合化(1) 6. 他の政策領域との連携 (1) 7. 研究及び統計データの 整備(1)	1. 初歩的スポーツ(6) 2. レクリエーションス ポーツ(6) 3. 競技スポーツ(7) 4. 高水準スポーツ(7) 5. 発展のためのスポ ーツ(4)	1. 中央政府によるスポ ーツ振興の推進 2. スポーツインフラの 整備 ※13個の「イニシアテ ィブ」と、2個の「第12 次計画戦略」は直線的 対応関係にない
「施策事業」全てに 完了期限を設定	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	青年スポーツ省の計画期 間予算総額が示される
別途インプット指標及びイ ンパクト指標を設定	設定なし	14個の「政策目標」全てに 定性的な成果指標を設定	設定なし	設定なし
事業計画は毎年見直しされ、 年度予算要求の附属資料と して取り扱われる	スポーツ担当省の単年 度事業計画にはダイレ クトに反映されない	－	民族遺産省の単年度計画 は成果指標の一部が CSP2012の目標と一致	5ヶ年計画のイニシアテ ィブを概ね網羅する形で 年度計画/予算を策定

3. スポーツ行政計画の評価指標・評価方法の整理

本項では、我が国のスポーツ基本計画に掲げられた7つの政策を主軸として、各々の政策及び施策に設定された目標に着目し、海外のスポーツ行政計画にあって我が国のスポーツ基本計画にない観点を見出すための情報を整理する。

比較を容易にするため、我が国のスポーツ基本計画と対比して、政策の主旨を同じくするスポーツ行政計画の政策・施策に示された、測定が可能な評価指標・評価方法を中心に抽出・整理する。評価指標等は各国のスポーツ行政計画の記述から再掲するに併せて、長期計画のみならず、単年度計画における評価の記述も抽出する。また、例えばイギリスのUKスポーツのような、我が国の独立行政法人に概ね相当する行政執行機関が設定したものや、我が国において従前の「スポーツ立国戦略」あるいは「スポーツ振興基本計画」のなかで測定が可能な指標が示されていたものについても、参考に加えている。

本項における整理は、スポーツ基本計画の政策・施策について、今後の見直しにあたって評価指標や評価方法の在り方を、海外における同主旨の政策目標に設定されたものと比較のうえ、我が国への適用可能性を検討するにあたっての材料を提供するものである。

基本計画という長期的な性格に鑑みれば、政策目標の全てに具体的な数値目標を設定することは、必ずしも適当とは言えない。政策または施策によっては、計画期間中に諸状況が変化した場合、次の計画見直しを待たずして当初設定した目標が意味を失い、正しく評価できず、改善行動に繋がられないおそれがあるためである。

そのためスポーツ基本計画における7つの政策目標のうち4つは「～を推進する」「～の整備を図る」といった数値目標を定めない政策目標であり、残り3つには数値目標が設定されている。政策に数値目標を設定するにあたっては慎重を期した審議が行われるのが常であり、例えばスポーツ基本計画の政策「4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備」の政策目標におけるオリンピック競技大会のメダル目標値については、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会に設置された「スポーツの推進に関する特別委員会」において3か月以上にわたる議論と入念な検討がなされたうえで設定されている。

しかしながら、韓国、フランス、インドにおいて、長期的なスポーツ行政計画に示した政策・施策に対して、アウトプット、アウトカムの何れかで余すところなく測定可能な目標が設定されていることは、無視できない。これら3か国は、スポーツに限らず全ての行政事項について測定可能な目標を事後の評価を前提として設定し、結果を検証するための方法論（methodology）を定めている。

これらの国から得られる示唆は、測定可能な目標をすべからく設定しているという評価システムの在り方そのものよりも、政策・施策の執行者と受益者たる国民の双方に納得感が得られ、それらの結果検証が国の政策・施策の改善行動に繋がるようなシステムを整備しているということにある。

なお、本項各小項目の最後に記載している所見は本調査研究の執筆編集責任者による私見であり、文部科学省の公式見解ではない。

(1) 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実

●日本 スポーツ基本計画 (2012年)

政策1	子供のスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子供がスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。 そうした取組の結果として、 今後10年以内に子供の体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。	
施策1 (1)	幼児期からの子供の体力向上方策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立 幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発
施策1 (2)	学校の体育に関する活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実 武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実 運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進 安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実 障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進
施策1 (3)	子供を取り巻く社会のスポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子供のスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子供のスポーツ機会を提供する取組等の推進 運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

(文部科学省「スポーツ基本計画(概要)」より整理)

●韓国 文化ビジョン 2008-2012 (2008年)

重点課題	主要課題	概要
2. 体育に親和的な教育環境、教育に親和的な体育環境	学校基本体育活動の基盤構築	<ul style="list-style-type: none"> 芝生のグラウンド、多目的球場、ウレタントラック、夜間照明施設等、学校運動場体育施設を毎年200校に配置(2012年までに1,000校)
	学校体育活性化プログラムと人材支援	<ul style="list-style-type: none"> 小学校スポーツ講師を2012年までに2,200人配置、全小学校(5,756校)が対象 スポーツ講師が放課後学校及び部活動を指導できるよう誘導し、放課後学校及び部活動を活性化 初・中・高等学校(780万人)のうち、健康体力評価が100点の学生(0.1%/約7,800人)及び市・道別トップクラス最多輩出校(40校)に記念メダル及び表彰を授与 週2~3時間の連続授業時間(Block Time)に体育授業を運営、奇数月第3週の土曜日をスポーツデーとする(教育科学技術部と協議) 学校体育振興委員会の法的根拠を策定(教育科学技術部と協働)、地方自治体別の委員会を構成 学校サッカー全国大会を廃止、週末のリーグ戦に全面転換(2009年)、その他競技種目への拡散(2012年)
	選手の人権保護体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 種別別競技団体に所属する選手の人権教育、審判、及び制裁の権限を強化し、第一線の指導者選抜及び管理体系の構築(2009年) 選手権益保護センターの設置(2009年)、(性)暴力行為が認められた学校の永久除名及び競技場出入り禁止対策の推進 学校運動部の合宿所環境の改善、及び図書館、農・漁村学生選手のための「選手寄宿舎」運営・支援推進 学校運動部の指導者の処遇改善(2010~2012)-教育科学技術(市・道教育委員会)と財源分担を協議
	学生選手の学業と運動の両立環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> 「日/週の運動時間ガイドライン」の制定(2009年)、一定の学力を達成した選手に選手活動資格を付与する「低学歴制」の導入検討(2010年から段階的適用を検討)、全国単位で競技の休日開催及び大会参加回数制限制度の導入(2010年モデル事業)、体育特长生入試制度改善のための大学教育協議会との協議実施 学生選手の授業補充指導のための巡回学習アシスタント制度、及び学校別学生選手学習アシスタント(同僚、同年代)による奉仕活動運営による学生選手の学力向上の推進(2010年モデル事業)
3. 共に楽しむスポーツ活動	障害人生活体育の参加人口拡大	<ul style="list-style-type: none"> 幼少年障害人向け体育教室の運営(2008年75か所→2012年96か所)や特殊学校の運動部創設支援(2012年までに43個)

(第1章 韓国 pp.8-10, 図表-1-8の該当部分を再掲)

●韓国 文化体育観光部 単年度計画 (2012年度)

成果目標	管理課題	成果指標(測定単位)	測定算式	目標実績達成率	2012年度
V-2: 世界的水準の競技力向上を図る	(4)学校体育育成	①スポーツ講師受益者満足度(%)	$\Sigma\{\text{非常に満足、満足、普通、不満、非常に不満}(5\text{点満点}) \times 20\} / \text{全回答者}$	目標	79.7%
				実績	90.6%
				達成率	113.7%
		②スポーツ講師配置比率(%)	$(\text{全国のスポーツ講師の実際の配置数} / \text{全国のスポーツ講師の配置目標}) \times 100$	目標	90.0%
				実績	100.0%
				達成率	111.1%
		③学生選手の授業参加水準(%)	5段階の尺度のうち4段階(最高)以上に該当する回答者の割合を測定	目標	90.0%
				実績	67.5%
				達成率	75.0%

(第1章 韓国 pp.22-24, 図表-1-13の該当部分を再掲)

第7章 調査のまとめ

●フランス スポーツ担当省 年次業績計画書（PAP）（2013年度）

成果指標	サブ指標	単位	2013
1.3：CNDSの財政支援対象である特定グループに対して地域圏が交付する補助金の状況	1.3.4 初等学校に対する財政支援額／財政支援総額	%	35.0

（第2章 フランス pp.48-49, 図表-2-7の該当部分を再掲）

●イギリス DCMS の評価指標（2013年2月）

評価指標	直近の状況	データソース
インプット指標 各校におけるスクールゲームズ参加生徒1人当たりに対する公的資金支援額（ポンド／生徒）	2012年8月1日時点で8,341校、385万人の生徒がスクールゲームズに参加。2011-12年度のスクールゲームズ公的資金支援総額は50.8百万ポンド。参加生徒1人あたり公的支援額は13.20ポンド。	School Games 2011/2012
インパクト指標 競技スポーツに参加する子供の割合	2011-12年度では5歳から15歳の子供の80%が何らかの競技スポーツを12か月以内に実施した。うち4分の3以上（76.9%）が学校にて競技スポーツを実施、37%は学校外で実施した。	Taking Part Survey

（第3章 イギリス pp.99-100, 図表-3-11の該当部分を再掲）

●イギリス DCMS のPSA22及びDSO（府省戦略目的）（2007年）

	政策	指標
PSA22	優先事項 体育教育（PE）及びスポーツのための世界クラスの体制を構築	指標 5：学校において週2時間以上の高レベル体育教育又はスポーツ活動に参加する5歳から16歳までの生徒の割合、及び、週3時間以上のスポーツ活動に参加する5歳から19歳までの生徒の割合
DSO4	指標 5： 体育教育及びスポーツ体制の世界クラス化	基準値は、2009年秋（2008年7月から2009年7月までの報告データ）に設定した、全ての学校パートナーシップの92%において5時間の体育教育又はスポーツ活動、及び、5歳から19歳までの年齢層の32.0%が目標時間の参加を行うこと

（第3章 イギリス pp.85-87, 図表-3-2及び図表3-3の該当部分を再掲）

●オーストラリア ASC 単年度計画（2012年度）

	施策目的を達成するための計測可能な施策目標または主要業績指標（KPI）の概要	2012-13目標
1.1 施策目標	AASC（Active After-school Communities）プログラムにより学校内または学校外で課外スポーツ活動を実施した学校数	3,270校
1.1 主要業績指標(KPI)	AASCプログラムの活用により、子供に楽しく安全で前向きなスポーツを提供したと確信した学校の割合	90%

（第4章 オーストラリア p.158, 図表-4-9の該当部分を再掲）

●カナダ CSP2002 の中間評価における質問／指標（2010年）

	評価のための質問	評価指標
スポーツ参加の拡充	4. より多くの子供及び青少年が学校において質の高いスポーツまたは身体活動を実施しているか？	州/準州により、小中学校の生徒らに対し、質の高い身体活動を週150分またはそれ以上受けさせる
	5. 幼年期における身体的能力の育成について何らかが講じられたか；関係する省局と提携が図られているか？	身体的能力が連邦-州/準州の政策手段の必須要素とされる
	6. 身体的能力が幼年期の成長における重要な要素と認識されているか？	身体的能力に関するワークショップの開催数、参加者数

（第5章 カナダ pp.201-203, 図表-5-10の該当部分を再掲）

●インド スポーツ庁 単年度計画（2012年度）

施策目標	成果指標	単位	成果目標
[2.2] 体育指導者の養成	[2.2.1] 指定国立スポーツ大学で体育学士又は体育学修士を取得した者の数	人	240
	[2.2.2] 再訓練を受けた体育指導者の数	人	180
[3.1] 国家体力増進プログラム推進のためにリソースセンターを設置	[3.1.1] 閣議書（Cabinet Note）の承認日	日 迄	2012年 12月31日

（第6章 インド pp.231-233, 図表-6-4の該当部分を再掲）

【海外諸国における評価指標の例】

政策1 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実

- 施策1 (1) 幼児期からの子供の体力向上策の推進
 - ・ 健康体力評価 100 点の学生（生徒）及び地域トップクラス最多輩出校への表彰授与数（韓国 2008 年）
 - ・ 政府支援による幼少年障害者向けスポーツ教室の拡大数（韓国 2008 年）
 - ・ 幼年期における身体活動の育成において講じられた施策、活動（カナダ 2010 年）
 - ・ 幼年期の身体的能力に関するワークショップの開催数、参加者数（カナダ 2010 年）
 - ・ 体力増進プログラム推進のためのリソースセンターの設置承認日（インド 2012 年度）
- 施策1 (2) 学校の体育に関する活動の充実
 - ・ 政府支援による特殊学校の運動部新設数（韓国 2008 年）
 - ・ 芝生のグラウンド、多目的球場、ウレタントラック、夜間照明施設等を整備した学校の数（韓国 2008 年）
 - ・ 学校のスポーツ指導者の配置数（韓国 2008 年）
 - ・ 連続授業時間の体育授業運営等について教育担当省局と協議のうえ実施（韓国 2008 年）
 - ・ 学校のスポーツ指導者に対する受益者の満足度（韓国 2012 年度）
 - ・ 学校のスポーツ指導者の配置比率（韓国 2012 年度）
 - ・ 政府の支援プログラムによるスポーツ活動に参加した生徒一人あたりの政府支援額（イギリス 2013 年 2 月）
 - ・ 競技スポーツに参加した子供の割合（イギリス 2013 年 2 月）
 - ・ 小中学校の生徒の週あたりスポーツ活動時間（イギリス 2007 年）
 - ・ 一定のスポーツ活動時間を達成した学校の割合（イギリス 2007 年）
 - ・ 一定のスポーツ活動時間を達成した学校の数（カナダ 2010 年）
 - ・ 国立スポーツ大学で体育学学士または修士を取得した者の数（インド 2012 年度）
 - ・ 再訓練を受けた学校体育指導者の数（インド 2012 年度）
- 施策1 (3) 子供を取り巻く社会のスポーツ環境の充実
 - ・ 財政支援総額に対する学校に対する財政支援額の割合（フランス 2013 年度）
 - ・ 学校とスポーツクラブの提携に係る件数と期限（イギリス 2012 年）
 - ・ 政府の支援プログラムによる課外スポーツ活動を実施した学校の数（オーストラリア 2012 年度）
 - ・ 政府の支援プログラムに満足したと回答した学校の割合（オーストラリア 2012 年度）

【所見】

- ・ 子供の体力向上を目的とする施策について、調査対象各国では目標到達度指標を体力向上の度合いで測定するのではなく、教育課程または課外活動におけるスポーツ活動時間、またはそれを達成した学校の数、参加した生徒の人数等を指標としている。その理由は、中央政府による支援プログラムの受益者である学校及び参加した生徒を対象とし、学校は子供のスポーツ活動に係る情報を政府にフィードバックすることが補助金の受給要件になっていることから中央政府にとってもデータ収集が容易であり、評価しやすいと考えられる。
- ・ 我が国では「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が平成 20 年度以降毎年度実施されており、文部科学省が調査対象として抽出した小中学校における児童生徒の調査データを公表している。調査対象は小学 5 年生、中学 2 年生と限定されているものの、過去 5 年間調査の切り口に大きな変化がなく、連続性のある有益なデータの蓄積があることから、同調査における体力合計点や 1 週間の総運動時間等を数値目標に定めることも可能と考えられる。その場合には、施策 1 (2) 及び (3) が体力向上に寄与したと認められるための因果・相関関係の在り方等についても併せて検討されるべきである。
- ・ 調査対象 6 か国のうち、学校または学校外におけるスポーツ活動の時間を評価指標としている国は、イギリス、オーストラリア、カナダの 3 か国であり、韓国は体育授業の時間数を増やす施策を講じている。
- ・ 「学校における体育指導体制の充実」について、調査対象各国では体育指導者の配置比率、受益者満足度、ワークショップの開催数、再訓練を受けた体育指導者の数など、我が国でも採用できると思われる指標が示されている。

第7章 調査のまとめ

(2) 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

●日本 スポーツ基本計画（2012年）

政策2	<p>ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。</p> <p>そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。</p>	
施策2（1）	ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施 ・年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定 ・地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進 ・スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進 ・旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上
施策2（2）	スポーツにおける安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進 ・スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進 ・AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発

（文部科学省「スポーツ基本計画（概要）」より整理）

●韓国 文化ビジョン 2008-2012（2008年）

重点課題	主要課題	概要
1. スポーツ活動への参加条件の改善	体育人材の活用向上と国民体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の体力の定期的な評価・認証を可能にする「国民体育認証」制度の策定（2011年モデル事業） ・先進国のエコ生活スポーツ文化の普及及び広報、サイクリング・ウォーキング等環境に親和的なスポーツの活性化
	オーダーメイド型体育福祉の実現化	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ博物館、体育発展功労者の功績を称え関連資料を展示しスポーツ体験も可能な体育の「名譽の殿堂」の建設を推進（2009年下半期）
3. 共に楽しむスポーツ活動	障害人生活体育の参加人口拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問生活体育サービス（毎年16か所）及びティム（飛び石）スポーツ教室運営の拡大（2008年100か所→2012年200か所）、ウェブベースの障害人オーダーメイド型身体活動促進プログラムの構築（2012年） ・障害人生活体育参加率を徐々に拡大する 2007年5.4%→2008年6.0%→2009年7.0%→2010年8.0%→2011年9.0%→2012年10.0% ・生活体育クラブの活性化（2008年80か所→2012年140か所） ・ふれあい生活体育大会の拡大（2012年40個）
	公共体育施設の障害人利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・障害人体育専用の特殊車両の開発（5年間に18台）、障害人の体育プログラム運営施設へのシャトルバス運行費の一部支援
	少数者層の生活体育への参加拡大とボランティア活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバースポーツ競技種目の普及（2010年から毎年3種目）等、お年寄り体育活動支援を拡大 ・文化生活体育教室の運営（2008年6か所→2012年10か所）、低所得者層青少年を対象にスポーツパウチャー（月額スポーツプログラム利用券の支給）施行（2009年） ・大学生及び市・道によるスポーツボランティア団の運営（5千人）、スポーツボランティアフェスティバルの開催等、スポーツボランティア文化の定着を図る

（第1章 韓国 pp.8-10, 図表-1-8の該当部分を再掲）

●韓国 文化体育観光部 単年度計画（2012年度）

成果目標	管理課題	成果指標（測定単位）	測定算式	目標実績達成率	2012年度
V-1：スポーツの生活化を実現する	(3)生活体育団体支援	①生活体育参加満足度達成率（%）	$\Sigma\{非常に満足、満足、普通、不満、非常に不満（5点満点）\times 20\} / \text{全回答者（管理課題の詳細事業回答者全体の満足度の平均値）}$	目標	81.0%
				実績	83.0%
				達成率	102.0%
	(4)市道生活体育支援	①体育継続活動への参加率（%）	生活体育事業に参加し、週3回以上（1回30分以上）規則的な身体活動参加者の割合を測定 $\text{規則的な参加者数} / \text{生活体育参加者数（回答者）} \times 100$	目標	51.0%
				実績	51.0%
				達成率	100.0%
(4)市道生活体育支援	①生活体育指導の受益者の継続的スポーツ活動への参加率（%）	生活体育事業に参加し、週2~3回以上、1回30分以上の規則的な身体活動参加者の割合を測定 $\text{規則的な参加者数} / \text{生活体育参加者数（回答者）} \times 100$	目標	58.0%	
			実績	62.0%	
			達成率	106.8%	
(4)市道生活体育支援	③スポーツパウチャーの受益者満足度（点）	$\Sigma\{非常に満足、満足、普通、不満、非常に不満（5点満点）\times 20\} / \text{全回答者}$	目標	89.0点	
			実績	89.4点	
			達成率	100.0%	

成果目標	管理課題	成果指標 (測定単位)	測定算式	目標実績 達成率	2012 年度
V-4：障害人体育活動を 活発化する		①障害人の生活体育参加率	障害人登録者数（保健福祉部） 人口比生活体育参加障害人数データ	目標	10.3%
				実績	10.6%
				達成率	102.9%
	(1)障害人スポーツ振興	①障害人体育支援事業満足度（%）	Σ {非常に満足、満足、普通、不満、非常に不満（5点満点）×20}/全回答者	目標	84.0%
				実績	86.5%
				達成率	102.9%
(2)障害人スポーツ育成	③障害人生活体育指導者配置地図の受益者数	障害人生活体育指導者配置地図を活用した受益者数の合計（千人/累積人数）	目標	600千人	
			実績	657千人	
			達成率	109.5%	

（第1章 韓国 pp.22-24, 図表-1-13の該当部分を再掲）

●フランス 該当なし

●イギリス DCMS の DSO（府省戦略目的）（2007年度）

DSO（府省戦略目的）	指標（Indicator）
DSO 1：参加—文化、メディア、スポーツをより広範に楽しむことの動奨	指標 2：高レベル体育活動又はスポーツに参加する子供及び若者の割合の増加 指標 3：文化活動及びスポーツ活動に参加する大人の割合の増加

（第3章 イギリス pp.86-87, 図表-3-3の該当部分を再掲）

●オーストラリア ASC 単年度計画（2012年度）

施策目的を達成するための計測可能な施策目標または主要業績指標（KPI）の概要		2012-13 目標
1.1 施策目標	地域のスポーツ活動参加者増加を目的とした事業計画に対して ASC から補助金を交付された NSO の数	30 団体
	代表選手以下の競技者グループのスポーツ参加者数増加のために NSO が策定した戦略・施策事業計画等の数	22 計画

（第4章 オーストラリア p.158, 図表-4-9の該当部分を再掲）

●カナダ CSP2002 の中間評価における質問／指標（2010年）

	評価のための質問	評価指標
スポーツ参加の 拡充	1. 国民の大多数が質の高いスポーツ活動に参加しているか？	特定年齢グループ及び州/準州別の国民人口における参加率
	2. 過少評価されてきた集団のスポーツ参加率は向上しているか？	州/準州別の過小評価されてきた集団の参加率
	3. スポーツ参加の目標値は設定されたか？	スポーツ参加数目標のスポーツ大臣らによる承認及び公表
力量の 強化	11. ボランティアの人数、質、継続率が向上しているか？	カナダにおけるスポーツボランティアの現状の人数または増加数

（第5章 カナダ pp.201-203, 図表-5-10の該当部分を再掲）

●カナダ 民族遺産省 単年度計画（2011年度）

期待される結果	成果指標	数値目標
カナダの高水準アスリート及び国民に対して、効果的かつ倫理を補強する仕組みを提供し、スポーツへの参加と卓越性の追求を可能とする	スポーツ団体の特別プロジェクト、または州/準州の二者間合意による補助金を通じてスポーツ活動に参加した国民の数	スポーツ団体の特別プロジェクトによりスポーツ活動に参加した国民数 95,700人 州/準州の二者間合意による補助金を通じてスポーツ活動に参加した国民数 1.6 百万人

（第5章 カナダ pp.205-206, 図表-5-13の該当部分を再掲）

●インド スポーツ庁 単年度計画（2012年度）

施策目標	成果指標	単位	成果目標
[1.2] PYKKA による農村部競技大会の開催	[1.2.1] PYKKA による競技大会に参加した男性の数	人	1,700,000
[1.7] 女性のスポーツ活動参加の推進	[1.7.1] PYKKA による競技大会に参加した女性の数	人	900,000
	[1.7.2] National Championship for Women に参加した女性の数	人	200,000
[1.8] 「障害者のスポーツ及び競技活動」振興事業の推進	[1.8.2] 同振興事業により開催されたスポーツ競技大会の参加者数	人	35,000
[1.9] 北東地域におけるスポーツ及び競技大会の推進	[1.9.1] 北東地域において開催された競技大会への参加者数	人	20,000
	[1.9.2] 北東地域において「都市部スポーツ振興」事業により実施した施設整備事業の数	個	2

（第6章 インド pp.231-233, 図表-6-4の該当部分を再掲）

●日本 スポーツ振興基本計画（2006年）【参考】

II スポーツ振興施策の展開方策 2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策 政策目標：(1) 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。 (2) その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50パーセント）となることを目指す。

（文部科学省 スポーツ振興基本計画（平成13年度～23年度）より抜粋）

第7章 調査のまとめ

●日本 スポーツ立国戦略（2010年）【参考】

1. ライフステージに応じたスポーツ機会の創造

【目標】

- 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65パーセント程度）、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30パーセント程度）となることを目指す。
- 豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実を図る。

（文部科学省「スポーツ立国戦略（平成22年8月）より抜粋」²）

【海外諸国における評価指標の例】

政策 2 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

●施策 2（1）ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・スポーツクラブの地域定着化・活性化のためのイベント実施数（韓国 2008年）
- ・政府支援による訪問スポーツ教室等の実施拡大数（韓国 2008年）
- ・シルバースポーツ競技種目の増加数（韓国 2008年）
- ・政府支援による地域のスポーツ大会の開催数（韓国 2008年）
- ・スポーツボランティア団の人数（韓国 2008年、カナダ 2010年）
- ・政府のスポーツ活動支援事業参加者のうち、定期的に参加した者の割合（韓国 2012年度）
- ・政府支援によるスポーツパウチャー（スポーツ施設利用券）受益者の満足度（韓国 2012年度）
- ・政府の障害者向けスポーツ活動支援事業に参加した障害者の満足度（韓国 2012年度）
- ・障害者向けスポーツ指導員の配置を示したパンフレットの受益者数（韓国 2012年度）
- ・障害者スポーツ向け特殊車両の開発（韓国 2008年）
- ・政府支援総額に占める障害者、女性、社会的弱者に対する財政支援額の割合（フランス 2013年度）
- ・高レベル体育活動又はスポーツに参加した子供及び若者の割合（イギリス 2007年度）
- ・スポーツ活動に参加した大人の割合（イギリス 2007年度）
- ・専任のスポーツ指導職員を派遣した大学の校数（イギリス 2012年）
- ・地域のスポーツ活動参加者増加を目的とした事業計画に対して補助金を交付されたスポーツ団体の数（オーストラリア 2012年度）
- ・地域スポーツ活動参加者増加のためにスポーツ団体が策定した計画等の数（オーストラリア 2012年度）
- ・特定年齢グループ別・地域別のスポーツ活動参加割合（カナダ 2010年）
- ・特定のグループのスポーツ参加率（カナダ 2010年）
- ・スポーツボランティアの人数または増加率（カナダ 2010年）
- ・政府の振興事業によるスポーツ活動に参加した国民の数（カナダ 2011年度）
- ・政府支援による地域のスポーツ大会の参加者数（インド 2012年度）
- ・政府支援による障害者向けスポーツ大会の参加者数（インド 2012年度）
- ・政府支援による特定地域向けスポーツ大会の参加者数（インド 2012年度）

●施策 2（2）スポーツにおける安全の確保…該当なし

【所見】

- ・スポーツ実施に係る指標には、実施率のみならず、韓国やインドのように、ライフステージに応じたスポーツ大会等イベントの開催数、参加者数等を設定している国がある。
- ・韓国では、生活体育事業への参加者数のうち、定期的に（週3回・1回30分以上）参加した者の割合が指標に設定されている。
- ・オーストラリアの「政策枠組み」（2010年）では、スポーツ及びレクリエーション活動の各々の定義が長期計画上に示されている（p.148）。またカナダスポーツ政策 2012はスポーツの持つ広範で複雑な特質の分析に真正面から取り組み、スポーツの定義というような単純化した理解を拙速にまとめようとせず、スポーツの意義やスポーツ参加の在り方について国民的に徹底議論された成果がまとめられている（pp.188-199）。

² http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/1297182.htm

(3) 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

●日本 スポーツ基本計画（2012年）

政策3	住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、 総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。	
施策3(1)	コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進 総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大 総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー(仮称)」の育成
施策3(2)	地域のスポーツ指導者等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 大学、日体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援 指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発 スポーツ推進委員に熟意と能力のある人材の登用、研修機会の充実
施策3(3)	地域スポーツ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発 健全者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討
施策3(4)	地域スポーツと企業・大学等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進 健全者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

(文部科学省「スポーツ基本計画(概要)」より整理)

●韓国 文化ビジョン 2008-2012（2008年）

重点課題	主要課題	概要
1. スポーツ活動への参加条件の改善	生活体育施設の拡充と活用の向上	<ul style="list-style-type: none"> 生活体育公園、国民体育センター等の公共施設を毎年250か所以上建設(2012年までに1,369か所)：国民1人当たりの体育施設面積 2007年2.38㎡→2012年3.08㎡ 老朽施設の改善、夜間照明の設置等、生活体育施設に毎年100個以上の支援を実施(2012年までに712個) 市及び郡が各1か所保有を達成するため、5年間で体育館及び運動場59か所の拡充を支援
	地域スポーツクラブの定着と活性化	<ul style="list-style-type: none"> スポーツクラブモデルの開発・普及、交流祭典の開催等、スポーツクラブの拡大と活性化(2008年30か所→2012年150か所) クラブ登録、予算支援等、スポーツクラブ設立・運営の活性化のための土台づくり
	体育人材の活用向上と国民体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 体育指導者資格を運動処方分野別に分離し、高齢者・障害人・青少年など対象別に評価を細分化 資格基準の強化を推進(2010年実施) 生活体育指導者の配置拡大(2008年1,550人→2012年2,150人)、及びオフィス勤務から公共体育施設・スポーツクラブ・学校などの体育現場勤務への配置転換 未登録小規模同好会の競技種目別専門人材の指導育成、及び小規模大会・イベントの開催
2. 体育に親和的な教育環境、教育に親和的な体育環境	学校基本体育活動の基盤構築	<ul style="list-style-type: none"> 学生と地域住民が共同で利用可能な体育館を2012年までに100個拡充
3. 共に楽しむスポーツ活動	公共体育施設の障害人利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> 屋外型公共体育施設のバリアフリー環境モデルの開発(2008年)、全国身体障害人体育大会施設を障害人体育適合施設に改善(2012年までに75か所)
	少数者層の生活体育への参加拡大とボランティア活動の展開 障害人生活体育の参加人口拡大	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向け健康体育施設の造成(5年間40か所) 身体障害人スポーツ指導者資格制度(2008年)及び育成(2012年までに900人)
4. 世界におけるスポーツ韓国	テコンドーのグローバル化	<ul style="list-style-type: none"> テコンドー競技場、教育・修練施設、展示・体験施設を集約したテコンドー公園の造成(2012年第1次竣工)

(第1章 韓国 pp.8-10, 図表-1-8の該当部分を再掲)

●韓国 文化体育観光部 単年度計画（2012年度）

成果目標	管理課題	成果指標(測定単位)	測定算式	目標実績達成率	2012年度
V-1: スポーツの生活化を実現する	(1)生活体育活性化	②一人当たりの体育施設面積(㎡)	生活体育施設(生活+ゲーム+レジャー+関連施設) / その年の人口	目標	3.80㎡
		①体育指導者養成人数(人)	資格取得者数合計	実績	12,492人
		②体育指導者一人当たり養成費(千ウォン)	予算 / 体育指導者資格取得者総数	達成率	123.0%
				目標	16.5千ウォン
				実績	13.6千ウォン
				達成率	122.0%

第7章 調査のまとめ

成果目標	管理課題	成果指標（測定単位）	測定算式	目標実績達成率	2012年度
	(2) 体育振興施設支援	① 公共スポーツ施設の増加率（％）	年度末施設数－前年度末施設数／前年度末施設数×10	目標	15.0%
				実績	6.4%
				達成率	42.6%
		② 公共スポーツ施設の利用率（％）	週1回以上利用者数／半径5km以内のスポーツ施設利用可能者数×100	目標	25.0%
				実績	14.6%
				達成率	58.4%
		③ 利用者の満足度（点）	Σ{非常に満足、満足、普通、不満、非常に不満（5点満点）×20}／全回答者	目標	80.0点
				実績	78.8点
	達成率			98.5%	
	④ 生活体育指導の受益者満足度（点）	Σ{非常に満足、満足、普通、不満、非常に不満（5点満点）×20}／全回答者	目標	87.0点	
			実績	87.1点	
			達成率	100.0%	
(5) 生活体育施設支援	① 施設利用率（％）	利用者数／地域住民（体育施設の利用可能者）数×100	目標	23.0%	
			実績	18.4%	
			達成率	80.0%	
	② 利用者満足度（点）	Σ{非常に満足、満足、普通、不満、非常に不満（5点満点）×20}／全回答者	目標	88.0点	
実績			78.8点		
達成率			89.5%		
V-3 (3) 国際体育支援	⑤ テコンドー公園建設進展率（％）	累積投資額／総事業費	目標	76.5%	
			実績	76.5%	
			達成率	100.0%	

（第1章 韓国 pp.22-24, 図表-1-13の該当部分を再掲）

● フランス スポーツ担当省 年次業績計画書（PAP）（2013年度）

成果指標	サブ指標	単位	2013
1.2：CNDS が地域に配分する補助金の額	1.2.1 補助金交付額 2,500€未満の割合	％	68.0
	1.2.2 補助金交付額 2,500€以上 5,000€未満の割合	％	16.8
	1.2.3 補助金交付額 5,000€以上の割合	％	15.2
1.3：CNDS の財政支援対象である特定グループに対して地域圏が交付する補助金の状況	1.3.1 障害者に対する財政支援額／財政支援総額	％	5.0
	1.3.2 女子・女性に対する財政支援額／財政支援総額	％	5.6
	1.3.3 社会的弱者に対する財政支援額／財政支援総額	％	27.5
3.1：地域圏におけるスポーツ施設の配置状況	3.1.1 人口あたりのスポーツ施設数が全国平均の 80%未満である地域圏スポーツ担当省の数	省	15
3.2：地域圏におけるスポーツ施設の配置の判定	3.2.1 地域圏におけるスポーツ施設の配置が CNDS により「水準以下」と判定された割合	％	25.0

（第2章 フランス pp.48-49, 図表-2-7の該当部分を再掲）

成果指標 3.1：地域圏におけるスポーツ施設の配置状況

当指標の単位は、人口に対するスポーツ施設数が全国平均の 80%未満である県の数である。

スポーツ施設の種類は極めて多様である。そこで当指標は、スポーツ活動を実施する施設・空間・用地の全国調査（RES）で対象となった 160 種類の施設のうち、調査された施設数のおよそ 47%に相当する 38 種類の施設を 5 グループ（テニスコート、大会用グラウンド、体育館、専門競技ホール、プール）にまとめ、それに基づいて算出される。対象とする施設総数が人口対比で検証される。

全国におけるスポーツ施設の配置状況は、人口 1 万人あたりのスポーツ施設数の割合が、人口 1 万人あたりの全国平均値の 80%未満である県の数から判断される。

国土整備政策により、どのような地域であっても、国土全体に大規模なスポーツインフラを整備することができる。スポーツ施設の配置状況は全体としては満足のいく状況にあるが、スポーツ施設が十分に配置されていない地域もあれば、居住人口に対して過剰に配置されている地域もある。

2004 年、スポーツ担当省は大規模なスポーツ施設調査を開始した。この全国規模の調査は自然スポーツを実施する場所まで拡大された。一般市民もスポーツ担当省のパートナー（地方公共団体及びスポーツ運動組織）もインターネットサイト www.res.sports.gouv.fr からデータベースの大部分を活用することができる。データベースは、320,000 以上のスポーツ施設や自然スポーツ（アウトドアスポーツ）を実施する場所を集めて再編集した 145,000 以上の施設から構成される。全国スポーツ施設調査（RES）は、保有施設数を正確に把握し、スポーツインフラの共通戦略を策定する支援ツールとなる。

全国スポーツ施設調査（RES）により、そのデータが統計や地図製作に活用されるほか、スポーツ関係者にベンチマークを提供するような全国的調査を実施することができる（2011 年に、主要カテゴリー別スポーツ施設アトラス[分布図集]や農村地域のスポーツ施設調査が実施された）。国立スポーツ振興センター（CNDS）では、任務の一環として、スポーツ政策における公的意志決定の支援ツールとして全国スポーツ施設調査（RES）によって提供される可能性を有効活用している（指標 3.2 参照）。

スポーツ担当省は、国立地図研究所（IGN）及び国立統計経済研究所（INSEE）と提携し、全国スポーツ施設調査（RES）のデータを、大縮尺基盤データ（RGE@：Référentiel à Grande Échelle）及び施設永久データ（BPE：Base permanente des équipements）に組み込んでいる。また、全国スポーツ施設調査（RES）のデータはサイト www.data.gouv.fr から利用できる。

全国スポーツ施設調査（RES）データが診断ツール及び意志決定支援ツールとして活用されること、スポーツ振興に携わる関係者（地方公共団体及びスポーツ運動組織）によるデータの活用協定が数多く交わされること、データが更新されること、そしてスポーツ担当省によって全国スポーツ施設調査（RES）が推進されることによって、全国における施設投資の整合性を高めていくことができる。

成果指標 3.2：地域圏におけるスポーツ施設の配置が CNDS により「水準以下」と判定された割合
 当指標の単位は、国立スポーツ振興センター（CNDS）よりスポーツ施設に割当てられる補助金の総額（実行された会計上の資金投入額）に対する、人口あたりのスポーツ施設数が全国平均の 80%を下回る「水準以下」とされる県にあるスポーツ施設に対して割当てられる補助金（決定額）の割合（%）である。
 プログラム運営者である CNDS の運営理事会がスポーツ施設を支援するために承認したスポーツ施設補助金の全体が考慮される。
 なお、「水準以下」という判断は、設備数ではなく施設数によって行われる。「設備（installation）」とは、一つあるいは複数の「施設（équipement）」から構成される（例えば、2つのプールからなる1つの水泳施設）。

（第2章 フランス pp.52-53, (ii)成果指標別の詳細方法論 の該当部分を再掲）

●イギリス DCMS の事業計画 2012-2015（2012年5月31日更新時）

政策目標	施策事業
2.2：オリンピック・パラリンピック大会を継続的な地域スポーツのレガシーとして活用	i. 'Places People Play'を通じて1,000か所のスポーツクラブ/施設をアップグレード ii. 地域スポーツの振興のためにスポーツリーダー4万人を採用

（第3章 イギリス p.97, 図表-3-9の該当部分を再掲）

●イギリス 2012年オリンピック及びパラリンピック競技大会のレガシーに係る計画（2010）

我々は「Places People Play」を通じて以下を実施することにより、国民がスポーツに参加するための施設を改良し、ロンドンオリンピック・パラリンピック大会から得られるメリットを具体的な形として全イングランドの都市、町、村に提供する。

- ・地域のスポーツクラブ・設備の改修（1,000件）
 - ・将来的なスポーツ施設開発の基準となる複数の象徴的な多目的スポーツ施設への投資
 - ・地域スポーツ施設がもたらすメリットに関する地域コミュニティの意見を参考とした全国数百箇所の競技場の保守・改修、及び地域の住民がスポーツに参加し、楽しむための質の高い施設の維持（中略）
- スポーツイングランドは、次世代のスポーツボランティアとして草の根レベルのスポーツ活動を組織するスポーツ指導者4万人の採用、トレーニング、配置を目的とした資金を提供する。

（第3章 イギリス pp.103-104, 資料（1）の該当部分を再掲）

●オーストラリア 「成功への道」（2010年）

3. スポーツ経路の強化 3.1 ボランティア活動者、コミュニティのコーチ及び職員を支援
 ・最大45,000人のコミュニティのコーチ及び職員を対象としたさらなる研修の機会を設け、5,000人のコミュニティの新人コーチ及び新人職員の研修に伴う費用を助成する。

（第4章 オーストラリア p.137, (ii) 各論 の該当部分を再掲）

●オーストラリア 政策枠組み（2010年）

政策目標	成果指標
スポーツ及びレクリエーション活動体制内の協力関係及び調整を改善する	連邦政府及び州/準政府によるスポーツ及びレクリエーション活動の戦略的事業計画が、政策枠組みのゴール及び目標と合致している

（第4章 オーストラリア p.153, (iv) 各論 の該当部分を再掲）

●カナダ CSP2002 の中間評価における質問／指標（2010年）

	評価のための質問	評価指標
力量の強化	8. 各政府はスポーツ及びレクリエーションの施設に向けた財政支援施策を設けているか？	各政府におけるスポーツ施設整備プログラムの承認及び公表
	9. 各政府はスポーツ及びレクリエーション施設にどのような投資を実施しているか？	スポーツ及びレクリエーション施設整備に対する予算承認額（政府別） スポーツ及びレクリエーション施設整備に対する財政支援額（政府別）
連携の推進	1. 政府間及び政府内の協働は増加しているか？	カナダスポーツ政策のゴールに向けて政府内外の間で書面により策定されたイニシアティブの数
	2. 保健、司法、社会福祉、教育等の政策及びプログラム分野がスポーツ及び身体活動を政策またはプログラム推進の主要な要素としているか？	スポーツ及び身体活動が主要な要素とされた政策またはプログラムに係るイニシアティブの数
	3. スポーツ団体による政府との公共政策またはプログラム策定に係る関与は増加しているか？	各政府により策定されたスポーツ団体に影響する政策またはプログラムの数

（第5章 カナダ pp.201-203, 図表-5-10の該当部分を再掲）

●インド スポーツ庁 単年度計画（2012年度）

施策目標	成果指標	単位	成果目標
[1.1] PYKKA（農村草の根スポーツ振興）センターの新規認定	[1.1.1] 新設/開発された新規運動場の数	箇所	6,500
[1.3] 地域におけるコーチの養成	[1.3.1] PYKKA の訓練を受けたコーチの数	人	8,000
[1.4] 「都市部スポーツ振興」事業によるスポーツ施設整備	[1.4.1] 陸上トラック、サッカー/ホッケー場及び複合目的施設等の計画数	施設	6
	[1.4.2] 施設整備完了数	箇所	4
[1.5] 国立運動場協会（NPFAI）と州運動場協会の提携	[1.5.1] 提携した州運動場協会の数	協会	4
[1.6] モデル競技場の整備	[1.6.1] モデル競技場の整備数	施設	40
[1.8] 「障害者のスポーツ及び競技活動」振興事業の推進	[1.8.1] 同振興事業の補助金を活用してスポーツ器具の整備やコーチ契約を実施した	校	90

第7章 調査のまとめ

施策目標	成果指標	単位	成果目標
	学校・機関の数		
	[1.8.3] 同振興事業の下訓練を受けた地域コーチの数	人	20,000
[1.9] 北東地域におけるスポーツ及び競技大会の推進	[1.9.2] 北東地域において「都市部スポーツ振興」事業により実施した施設整備事業の数	個	2
[2.1] 学校の運動場を PYKKA センターとして造成	[2.1.1] PYKKA センターとして運動場を造成した学校数	校	5,000

(第6章 インド pp.231-233, 図表-6-4 の該当部分を再掲)

●日本 スポーツ振興基本計画（2006年）【参考】

II スポーツ振興施策の展開方策

2. 生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

政策目標：(1) 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
(2) その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50パーセント）となることを目指す。

(文部科学省 スポーツ振興基本計画（平成13年度～23年度）より抜粋)³

【海外諸国における評価指標の例】

政策3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

●施策3(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・地域スポーツの振興のために執行機関が配分した補助金の額（フランス2013年度）
- ・政府の施策プログラムを通じてアップグレードした地域スポーツクラブの数（イギリス2012年）

●施策3(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

- ・スポーツ指導者の配置拡大数（韓国2008年）
- ・障害者向けスポーツ指導者資格取得者の拡大数（韓国2008年）
- ・資格を取得したスポーツ指導者の人数（韓国2012年度）
- ・資格を取得したスポーツ指導者一人当たりの予算支出額（韓国2012年度）
- ・スポーツ指導に係る利用者満足度（韓国2012年度）
- ・地域スポーツ振興のためのスポーツ指導者の採用数（イギリス2012年）
- ・障害者スポーツ振興補助金を活用してスポーツ指導者契約を実施した機関の数（インド2012年度）
- ・コミュニティのコーチ及び職員のうち研修を受講した者の人数（オーストラリア2010年、インド2012年度）
- ・研修費用の助成の対象となったコミュニティの新人コーチ・新人職員の数（オーストラリア2010年）
- ・特定の教育メソッドに則した訓練を受けたコーチの数（カナダ2010年）

●施策3(3) 地域スポーツ施設の充実

- ・公共スポーツ施設の年間建設数（韓国2008年、インド2012年度）
- ・公共スポーツ施設の年間増加率（韓国2012年）
- ・公共スポーツ施設の半径5km以内の住民人口に対して週1回以上利用した者の割合（韓国2012年）
- ・公共スポーツ施設を利用可能な地域住民人口に対する利用者数の割合（韓国2012年）
- ・公共スポーツ施設の利用者満足度（韓国2012年）
- ・公共スポーツ施設の整備計画数（インド2012年度）
- ・モデル競技場の整備件数（インド2012年度）
- ・老朽施設の改善、夜間照明の設置等に対する支援実施数（韓国2008年）
- ・体育館及び運動場の拡充支援個数（韓国2008年）
- ・屋外型公共スポーツ施設のバリアフリー環境モデルの構築期限（韓国2008年）
- ・障害者向けスポーツ大会用施設の障害者適合施設への改善期限（韓国2008年）
- ・高齢者向けスポーツ施設の設置数（韓国2008年）
- ・人口あたりのスポーツ施設数が全国平均の80%を下回る県の数（フランス2013年度）
- ・スポーツ施設の配置が執行機関により水準以下と判定された県の割合（フランス2013年度）
- ・地域のスポーツクラブ・施設の改修数（イギリス2010年）
- ・州におけるスポーツ施設整備プログラムの承認及び公表数（カナダ2010年）
- ・州におけるスポーツ施設整備に対する予算承認額（カナダ2010年）
- ・州におけるスポーツ施設整備に対する財政支援額（カナダ2010年）

³ http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014/004.htm

- 障害者スポーツ振興補助金を活用してスポーツ器具を整備した機関の数（インド 2012 年度）
 - 地域スポーツ振興を目的に整備した学校運動場の数（インド 2012 年度）
 - 運動場を管理する諸団体間において（運動場利用調整のために）締結された提携の数（インド 2012 年度）
- 施策 3（4）地域スポーツと企業・大学等との連携…該当なし

【所見】

- スポーツ基本計画では、「各市町村に少なくとも1つは総合型クラブが育成されることを目指す」「運営面や指導面において周辺の地域スポーツクラブを支えることができる総合型クラブ（「拠点クラブ」）を広域市町村圏（全国 300 箇所程度）を目安として育成する」ことを施策目標に掲げている。
- 諸外国では、地域のスポーツクラブ、公共スポーツ施設の整備に係る測定可能な指標には、施設の新規建設・設置数、整備計画数、拡充支援個数、改修数、財政支援額などが多く用いられている。またフランスのように、地域人口あたりのスポーツ施設数に着目することで、整備水準の平準化を図ることを施策としている国もある。
- このほか、住民人口に対する地域スポーツクラブ施設の設置数が不足している韓国やインドでは施設の新規設置が、設置数が行き届いているイギリスでは老朽施設の改修が、各々の課題となっている。

第7章 調査のまとめ

(4) 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

●日本 スポーツ基本計画（2012年）

政策4	<p>国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。</p> <p>そうした取組を通して、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008/北京）、冬季大会8位（2010/バンクーバー））以上をそれぞれ目標とする。</p>	
施策4(1)	ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・NF等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援 ・スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施 ・女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進 ・企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施 ・競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進
施策4(2)	スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・JOCにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の充実・確保を支援 ・NF等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築
施策4(3)	トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、NTC及びJISSを強化。 ・NTCの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

（文部科学省「スポーツ基本計画（概要）」より整理）

●韓国 文化ビジョン 2008-2012（2008年）

重点課題	主要課題	概要
3. 共に楽しむスポーツ活動	障害者専門の体育競技力向上と体系的な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的訓練システムの導入、及び代表選手、指導者選抜体系の確立（2008年） ・障害者選手総合訓練場の建設（2009年10月オープン）、及び国家代表専任指導者の配置拡充（2008年10人→2012年30人） ・障害者選手総合訓練場の建設（2009年10月オープン）
6. エリートスポーツの国際競争力強化	2012年ロンドン五輪大会の代表選手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練日数の増大（2008年180日間→2012年220日間）、指導者手当の拡大（2008年8か月→2012年12か月）等のトレーニング環境の改善 ・重点種目の特化訓練（パートナー-国外特訓等）、トレーニング科学化等、2012年ロンドンオリンピック準備のための特別支援（2009～2012年総額300億ウォン） ・スポーツ科学専門の人材拡充（2008年16人→2010年35人）、及び先端機器等装備の導入、R&D予算の増額（2008年2億ウォン→2011年までに12億ウォン）
	優秀選手リソースの拡大と育成体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツクラブの範囲拡大のための選手登録規程の継続的改善 ・有望選手28種目1,600人（2012年）、候補選手45種目1,500人（2012年）に拡大（はしご型育成システムの構築） ・陸上、水泳、体操等の基礎種目におけるスポーツ英才及び最精鋭優秀選手の選抜制度の導入（2009年～） ・制度の改善を通じ、国際競技大会入賞の難易度や公平性の向上等、兵役特例対象の拡大を推進
	不人気種目の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドボール競技場、カヌー競技場建設等のインフラ拡充 ・運動部設置義務が未履行である公共機関に対し、不人気種目の実業団創設を推進
	陸上競技発展計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・最精鋭選手の陸上ドリームチームの拡大再編成、外国人総監督制の施行等による競技力向上の支援 ・2016年までに陸上英才を300人発掘・育成し、理想的な選手育成体制を構築 ・陸上振興センターの建設、陸上アカデミーの創設及び運営等、陸上発展のためのインフラ構築
	エリート体育施設128か所の拡充を通じた訓練環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・市・道末保有競技場64か所、自治体種目別競技場174か所に対する支援（2008年～2012年） ・鎮川代表選手訓練施設（第1期工事2011年に完成）及び太白選手村体育館の建設（2008年～2010年）
スポーツ医科学と情報支援体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> ・U-Playerのシステムを活用した知能型支援システムを完備のうえ選手・競技力・訓練に関するデータベースを構築及び分析機能の強化 ・専門体育関連の動向、訓練方法等の生活体育への活用支援情報、運動・健康・スポーツ施設の情報を提供するスポーツ情報ポータルシステムの構築

（第1章 韓国 pp.8-10、図表-1-8の該当部分を再掲）

●韓国 文化体育観光部 単年度計画（2012年度）

成果目標	管理課題	成果指標（測定単位）	測定算式	目標実績達成率	2012年度	
V-2：世界的水準の競技力向上を図る	①主要な国際大会のメダル獲得率（%）		主要な国際大会（オリンピック、アジア大会、世界選手権大会）のメダル獲得率 獲得メダル数/総メダル数×100	目標	6.63%	
				実績	6.90%	
				達成率	104.07%	
	(1)国家代表選手支援	①競技力向上率（%）		算式= $(a \div A) \times \alpha + (b \div B) \times \beta + (c \div C) \times \gamma$ / $(A \div A) \times \alpha + (B \div B) \times \beta + (C \div C) \times \gamma$ ×100 A: 参加大会の金メダル総数 a: 金メダル獲得数、α: 金メダル加重値（5） B: 参加大会の銀メダル総数 b: 銀メダル獲得数、β: 銀メダル加重値（2） C: 参加大会の銅メダル総数 c: 銅メダル獲得数、γ: 銅メダル加重値（1）	目標	14.13%
					実績	14.08%
					達成率	99.65%
	(2)大韓体育会支援	①候補選手の国家代表選抜率（%）		国家代表選手候補者数/国家代表選手数×100	目標	87.56%
					実績	91.20%
					達成率	104.16%
		②優秀選手発掘指数（%）		2冠×0.1+3冠×0.2+4冠×0.3+5冠×0.4 ※国体タイトル保持選手（人）を根拠に多タイトル保持者別の難易度を勘案のうえ指数化（2冠:10%、3冠:20%、4冠:30%、5冠:40%）	目標	24.49%
					実績	23.20%
					達成率	94.73%
③競技力向上率（%）		全国体育大会 16市道競技力向上率合計/16 ※競技力向上率は、参加した16市道の総合点数成績の構成比を当該年度総合点数成績構成比と比較し、向上の度合いを示す	目標	102.02%		
			実績	101.63%		
			達成率	99.61%		
(3)体育会福祉事業	①受益者の満足度（点）		Σ （非常に満足、満足、普通、不満、非常に不満（5点満点）×20）/全回答者	目標	74.1%	
	②年金受給者数（人）		Σ （年金を受給する代表選手や障害人代表選手）	実績	85.5%	
V-3	(4) 体育科学研究支援	①論文掲載完遂率（%）	(論文掲載完了件数/2年以内サポート課題件数)×100	目標	100.0%	
				実績	100.0%	
				達成率	100.0%	
	②適時な政策研究課題率（%）		(適時な課題/体育研究課題)×100	目標	45.0%	
				実績	57.0%	
				達成率	127.0%	
V-4	(1)障害人スポーツ振興	①障害人代表選手の競技力向上度（%）	国際競技大会参加選手の入賞成績（メダル獲得数）	目標	10.0%	
				実績	19.2%	
				達成率	192.0%	

（第1章 韓国 pp.22-24, 図表-1-13の該当部分を再掲）

●フランス スポーツ担当省 年次業績計画書（PAP）（2013年度）

成果指標	サブ指標	単位	2013
4.1：フランスのスポーツランキング	4.1.1 冬季及び夏季オリンピック競技大会におけるメダル獲得ランキング	位	5
	4.1.2 主要25競技種目におけるメダル獲得数ランキング	位	5
4.2：国のスポーツ機関に所属する高水準競技者の割合	4.2.1 国のスポーツ機関に所属する高水準競技者の割合	%	51.5
5.1：高水準競技者及び準トップの総数に占める総合的な医療ケアを過去1年間に受診した高水準競技者又はエスポワールの数	5.1.1 総合的な医療モニタリングを受診したエリート競技者の数/スポーツ担当省のリストに掲載された高水準競技者の数	%	82.0
	5.1.2 総合的な医療モニタリングを受診した準高水準競技者の数/スポーツ担当省のリストに掲載された準高水準競技者の数	%	87.0

（第2章 フランス pp.48-49, 図表-2-7の該当部分を再掲）

成果指標 4.1：フランスのスポーツランキング
サブ指標 4.1.1
ポイント数は、優勝8ポイント、準優勝7ポイント、第3位6ポイント、第4位から第8位1ポイントという得点ルールに従い、夏季五輪302競技及び冬季五輪86競技のそれぞれ上位8位に代表選手をもつ国にそれぞれ配点される。第1位にランクされる国は、この大会で行われた全競技で最もポイントを得た国である。国のランキングは獲得したポイント数の多い順につけられる。この方法は「POP指数」と呼ばれる（スポーツ担当省管轄の旧全国管轄部局 [service à compétence nationale] オリンピック・パラリンピック準備部門 [Préparation Olympique et Paralympique] の頭文字）。

当指標には、次の五輪競技31種目の結果が考慮される：陸上競技、ボート競技、バドミントン、野球、バスケットボール、ボクシング、カヌー・カヤック、自転車競技、乗馬、フェンシング、サッカー、体操、重量挙げ、ハンドボール、フィールドホッケー、アイスホッケー、柔道、レスリング、水泳、近代五種競技、スキー、ソフトボール、アイススポーツ、テコンドー、テニス、卓球、射撃、アーチェリー、トライアスロン、セーリング、バレーボール。なお、当指標ではパラリンピックの結果は考慮されない。

サブ指標の情報は、冬季・夏季オリンピック競技大会が開催される偶数年末に、つまり2年毎に更新される。2011年及び2010年の実

第7章 調査のまとめ

績は、北京大会（2008年）とバンクーバー大会（2010年）で取得したポイント合計に相当する。当指標による2010年の世界上位10か国のランキングは次のとおりである。

2010年 ランク	国名	2008年 北京大会	2010年 バンクーバー大会	POP指標 合計
1	アメリカ	1,072	356	1428
2	中国	968	123	1091
3	ロシア	807	184	991
4	ドイツ	504	322	826
5	フランス	484	144	628
6	カナダ	255	341	596
7	オーストラリア	521	32	553
8	イギリス	508	28	536
9	イタリア	353	93	446
10	韓国	285	140	425

サブ指標 4.1.2

サブ指標は、世界で最もメディア化された25種目のスポーツで獲得された結果を対象とする（出所：Eurodata TV - Médiamétrie, 2005年）。

それぞれのスポーツは、全く平等に取り扱われる。男子競技も女子競技も同様に、平等主義を基盤とする。当指標の対象となるスポーツは、絶対値として視聴率（中国やアメリカのようにテレビを備えた国民が多い国においてメディアが大きくとりあげるスポーツが必然的に有利な位置におかれる）、及び、普遍的基準（同一スポーツが1年間の国民スポーツ視聴率のトップ10のなかにある国の数）を組み合わせて決定される。

2008年及び2009年の実績では、次の25種目のスポーツが当指標の情報として考慮される：陸上競技、バドミントン、野球、バスケットボール、ビリヤード、ボクシング、クリケット、自転車競技、乗馬、サッカー、アメリカンフットボール、ゴルフ、体操、重量挙げ、ハンドボール、フィールドホッケー、アイスホッケー、レスリング、水泳、ラグビー、スキー、アイススポーツ、テニス、卓球、バレーボール。2010年及び2011年の実績では、ゴルフがモータースポーツに入れ替わる。

ポイントについては、25種目のスポーツのそれぞれにおいて100ポイントが国家間に配点される。ポイント配分は、基本的に国際連盟による国別世界ランキング（ランキングにそれが存在する場合）や年間の主要な国際競技会の結果が考慮される。適用される配分ルールは、一般的にPOP指数、世界ランキングで国際連盟によって割当てられるポイント、あるいは特別の配分ルールである。それぞれのスポーツにおいてサブ指数で考慮される情報は、国家技術局（DTN）により承認されなければならない。第1ランクに分類される国は、すべての国に割当てられる総計2500ポイントに対して最も多くのポイントを獲得した国である。国のランキングは獲得したポイントが多い順に決定する。

フランスは、2009年及び2010年の間に第2ランクを獲得してスポーツ大国の仲間入りを果たし、2011年は世界第5位を維持している。フランスは、アメリカ、中国（2010年より1ランクアップ）、ドイツ、ロシア（2010年より2ランクダウン）に続く。フランスの成績アップは、2010年にフランスが国際ランキング第15位にあったゴルフが、フランスが世界第1位を占めるモータースポーツに入れ替えられたことも影響するが、多くのスポーツにおいて成績が顕著に伸びたことによるものである。

2011年 ランク	国名	最もメディア化された25種目のスポーツを対象に獲得したポイント合計	2010年 ランク	国名	最もメディア化された25種目のスポーツを対象に獲得したポイント合計
1	アメリカ	180.55	1	アメリカ	188.55
2	中国	140.14	2	ロシア	140.81
3	ドイツ	136.65	3	中国	131.32
4	ロシア	126.68	4	ドイツ	130.02
5	フランス	111.35	5	フランス	115.48
6	オーストラリア	103.59	6	オーストラリア	105.43
7	イギリス	100.56	7	イギリス	103.63
8	日本	97.96	8	日本	94.49
9	カナダ	81.28	9	カナダ	83.72
10	オランダ	80.17	10	オランダ	72.2

（第2章 フランス pp.53-55, (ii)成果指標別の詳細方法論 の該当部分を再掲）

●イギリス UK スポーツ 単年度計画（2012年度）【参考】

目標	成果目標	指標	年間における達成
ロンドンオリンピック大会のメダル獲得成績上位4位を目標とし、北京大会よりも多くの競技においてメダル獲得数の増加を目指す	2012年ロンドン夏季オリンピック及びパラリンピック大会のメダル獲得レンジ合意数の達成	少なくとも12オリンピック競技において48個以上（レンジ40-70個）	オリンピックメダル獲得成績上位3位にランク（17競技におけるメダル獲得数65個）
パラリンピック大会のメダル獲得成績上位2位を目標とし、多くの競技においてメダル獲得数の増加を目指す	—	少なくとも12パラリンピック競技において102個以上（レンジ95-145個）	パラリンピックメダル獲得成績上位3位にランク（13競技におけるメダル獲得数120個）

（UK Sport, Annual Report and Accounts 2012/13, pp.28）⁴

⁴ UK Sport, Annual Report and Accounts 2012/13

●オーストラリア ASC 単年度計画（2012年度）

施策目的を達成するための計測可能な施策目標または主要業績指標（KPI）の概要		目標
1.1 施策 目標	ASC の specialist services により自身の運営計画推進を目的として専門スタッフを受け入れた NSO の数	30 団体
1.1 主要業 績指標 (KPI)	ASC 提供の戦略やガイダンス、ツール等の各種情報が自身のスポーツ参加向上に寄与したと答えた受益者の割合	80%
	ASC がスポーツセクターに対して適切かつ先進的な情報と根拠の共有を図っていると答えた受益者の割合	80%
1.2 施策 目標	AIS 奨学金プログラムの数	36 件
	AIS 奨学金プログラムの支援を受けた競技者の数	700 人
	競技者及びコーチらに提供した実用的な調査研究成果の数	25 件
	競技力向上計画に対して補助金を受けた NSO の数	31 団体
	Direct Athlete Support Scheme の支援を受けた競技者の数	670 人
1.2 主要業 績指標 (KPI)	AIS、スポーツ教育団体、オーストラリアパラリンピック協会、関係大学の承認を受けたメダル獲得指標の達成率	85%
	NSO 自身が設定した KPI の達成率	75%
	AIS 奨学金プログラムに満足した受益競技者の割合	80%
	有効でインパクトが高いと評価された実用的な調査研究及びプロジェクトの割合	80%
	ASC の競技力向上イニシアティブが自身の能力向上に役立っていると評価した NSO の割合	75%
	競技力向上のための全国統一のネットワーク支援に満足した NSO の割合	75%
	ASC が提供する競技力向上プログラムにより知識の向上・行動改善が図られたと評価した関係機関の割合	75%
	直接的な支援が能力向上と出場準備に役立ち満足したと回答した受益競技者の割合	90%

（第4章 オーストラリア p.158, 図表-4-9 の該当部分を再掲）

●オーストラリア 政策枠組み（2010年）

政策目標	成果指標
オーストラリアは引き続き、国際スポーツ競技大会で卓越性を示す	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック、パラリンピック及びコモンウェルス競技大会でのメダル数の増加、ならびにこうした大会でのメダル全体でオーストラリアの比較的高い地位を維持すること。 ・世界選手権大会やワールドカップの結果など、重要な基準となる大会での世界ランキング/結果の平均値を向上させること。

（第4章 オーストラリア p.152, (iv) 各論 の該当部分を再掲）

●カナダ CSP2002 の中間評価における質問／指標（2010年）

	評価のための質問	評価指標
高水準競技力の向上	1. 最高水準の国際競技大会で世界クラスの結果を出せているか？	目標に対する達成率（スポーツ担当大臣らに承認された主要競技大会及びスポーツ体制における） 世界ランキングインデックス（World Ranking Index）による金メダル獲得数、メダル点数、8位以内点数を用いた世界選手権および五輪競技大会の結果* 世界選手権、オリンピック及びパラリンピック競技大会におけるメダル獲得総数 夏季/冬季オリンピック及びパラリンピック競技大会でのメダル獲得候補者数
	2. 才能ある競技者の人材プールは拡張されているか？（才能ある競技者の定義はワールドカップレベルの国際競技大会に出場する競技者）	（スポーツ担当大臣らが承認した）拡張目標に対する高水準競技者数の到達度数
	3. アマチュアスポーツへの公的支援は増加しているか？	アマチュアスポーツに対する強い支持を示す国民の割合（世論調査による）
	5. カナダ競技大会は高水準競技者の養成にどれほど貢献しているか？	大会の年齢区分がLTADのTrain to Compete(女15-21歳、男16-23歳)段階に準拠している
	6. AAPカードを付与された競技者に対する必須のサービス（生活及び職務遂行）がカナダスポーツセンターによって提供されているか？	AAPカードが付与された競技者に対するカナダスポーツセンターによる職務遂行及び生活のためのサービスの提供
	7. 州が指定した競技者（カナダスポーツセンター認定）に対して必須のサービスが提供されているか？	州が指定した競技者に対するカナダスポーツセンターによる職務遂行及び生活のためのサービスの提供
	8. AAPカードを付与された競技者がカナダスポーツセンターから提供されたサービスに対しての満足度について報告されているか？	競技者による満足度の報告
	9. AAPカードを付与された競技者各々が選択した言語によって必須のサービスが提供されているか？	スポーツカナダ局による公用語方針（Official Languages Plan）の実施
	10. 成果目標の設定と承認が行われているか？	カナダのスポーツ達成目標の承認及び公表の実施
	11. カナダスポーツ検討委員会（Podium Canada）が設置、公表、運営されているか？	カナダスポーツ検討委員会が設置のうえ公表する、議事録を伴う会議の実施

<http://www.uksport.gov.uk/publications/uk-sport-annual-report-2012-2013>

第7章 調査のまとめ

	評価のための質問	評価指標
力量の強化	1. LTAD モデルは提唱されているか？	包括的な LTAD モデルの開発 LTAD モデルを採用した競技統括団体/ Special Olympics Canada の割合 各々の LTAD モデルに準拠した競技結果の検討を実施した競技統括団体/ Special Olympics Canada の割合
	2. コンピテンシー基盤型教育訓練 (CBET) が実施されているか？	CBET のコンセプトに即して実施した競技統括団体の数
	3. 何人のコーチがナショナルコーチ認定プログラムにおいて CBET に基づいた訓練を受けているか？	CBET のコンセプトに即した訓練を受けたコーチの数
	4. LTAD の指針が競技者養成体制を通じて実施されているか？	州/準州スポーツ団体及び教育セクターによる競技統括団体の LTAD モデルの実施/準拠
	5. 質の高いコーチは男女ともに多く確保されているか？	全階層における質の高いコーチの数 (男女別)
	6. 全国レベルでフランス語を話せる質の高いコーチが多く確保されているか？	全国レベルの高水準競技者に奉仕する、フランス語会話が可能な質の高いコーチの数 (競技別)
	7. 常勤コーチは自身の仕事環境に満足しているか？	常勤コーチの仕事環境に対する満足度 (男女別、使用公用語別)
	13. 州/準州スポーツ団体 (P/TSO)、競技統括団体 (NSO)、中央スポーツ組織 (MSO) に雇用されている全日換算数は何人か？	州/準州スポーツ団体に雇用された者の全日換算数
	14. PET (成果向上のためのチーム支援) プログラムが実行されているか？	PET を効果的に運用したオリンピック及びパラリンピック競技スポーツの割合

* 世界ランキングインデックス (WRI) は、当評価作業にあたって独自に設定された指標。金メダル獲得数の世界ランク、金: 5 点・銀: 3 点・銅: 1 点により算出したメダル点数合計とその世界ランク、1 位: 10 点・2 位: 8 点・3 位: 6 点・4 位: 5 点・...8 位: 1 点により算出した点数合計とその世界ランク、の3つが示されている。

(第5章 カナダ pp.201-203, 図表-5-10 の該当部分を再掲)

●カナダ 民族遺産省 単年度計画 (2011 年度)

期待される結果	成果指標	数値目標
カナダの高水準アスリート及び国民に対して、効果的かつ倫理を補強する仕組みを提供し、スポーツへの参加と卓越性の追求を可能とする	国際大会出場レベルの競技水準に達した選手の数	450 人

(第5章 カナダ pp.205-206, 図表-5-13 の該当部分を再掲)

●インド 第 11 次五ヶ年計画 (2012 年)

スポーツにおける卓越性の追求 (Promotion of Excellence in Sports)

オリンピック競技大会やアジア競技大会のようなメガスポーツイベントにおける我が国の成績は、ここ数年で着実に向上している。2011 年 4 月開始の「オペレーション・エクセレンス (Operation Excellence; 卓越性追求作戦)」により衆目を集めた財政支援の執行は、スポーツインフラ及びスポーツ施設、及びコーチ活動の改善に寄与している。

戦略の実際においては、ナショナルキャンプを通じた通常の訓練の提供に加え、選手個人別のニーズに合わせた、外国の訓練機関での訓練も提供する。

我が国は、オリンピック競技大会における最低メダル獲得数を 2016 年は 20 個、2020 年は 30 個とし、スポーツ上位 10 か国以内入りを目指さなければならない。

2014 年アジア競技大会の目標メダル獲得数は 75 個、2019 年アジア競技大会は 100 個とし、上位 3 か国入りを目指す。

我が国はこれらの目標を達成するため、明確かつ十分な財政支援を裏付けとした、過去の実績と第 12 次計画期間における国際スポーツイベントにおける国の目標を踏まえた戦略を立てることとなる。

(第6章 インド pp.221-222, パラグラフ 19.207 の該当部分を再掲)

●インド スポーツ庁 単年度計画 (2012 年度)

施策目標	成果指標	単位	成果目標
[1.7] 女性のスポーツ活動参加の推進	[1.7.3] SAI センターで訓練を受けた女性の数	人	4,000
	[1.7.4] National Coaching Camps における女性トレーニー数	人	800
[1.8] 「障害者のスポーツ及び競技活動」振興事業の推進	[1.8.4] 国際競技大会に出場する障害者スポーツ中央団体 (PCI, SOB, AISCD) におけるキャンプ指導者数	人	400
[1.9] 北東地域におけるスポーツ及び競技大会の推進	[1.9.3] SAI センターで訓練を受けた北東州出身アスリート数	人	2,300
[5.1] 国内・国際競技大会出場レベルの競技者の特定と養成	[5.1.1] 居住者アスリートの養成数	人	7,000
	[5.1.2] 非居住者アスリートの養成数	人	6,750
[5.2] 国際大会に出場するインド代表の準備のためにナショナルコーチングキャンプを組織化	[5.2.1] 訓練キャンプの指導者数	人	2,500
[5.3] 個人向けに設計した訓練及び最先端の科学的知見に基づく支援の実施	[5.3.1] 個人向けに設計された訓練を受けた高水準アスリート数	人	22

施策目標	成果指標	単位	成果目標
[1.7] 女性のスポーツ活動参加の推進	[1.7.3] SAI センターで訓練を受けた女性の数	人	4,000
	[1.7.4] National Coaching Camps における女性トレーニー数	人	800
[1.8] 「障害者のスポーツ及び競技活動」振興事業の推進	[1.8.4] 国際競技大会に出場する障害者スポーツ中央団体(PCI, SOB, AISCD) におけるキャンプ指導者数	人	400
[1.9] 北東地域におけるスポーツ及び競技大会の推進	[1.9.3] SAI センターで訓練を受けた北東州出身アスリート数	人	2,300
	[5.3.2] 競技力向上のためのスポーツ施設整備プロジェクトに対する支援の数	個	4
	[5.3.3] 国家スポーツ振興基金に対する民間からの寄付額	千万円	8
[5.4] スポーツ科学薬学研究所の新規設立	[5.4.1] 閣議書 (Cabinet Note) の承認日	日 迄	2012年 12月31日
[5.5] コーチの人数と能力増強に焦点を当てたスポーツにおけるコーチ活動の向上	[5.5.1] 閣議書 (Cabinet Note) の承認日	日 迄	2012年 12月31日
[5.6] 国内及び国際的なトーナメントにおいて好成績をおさめた選手に対する報奨金及び年金を含む報奨	[5.6.1] 2012年ロンドン五輪出場選手数	人	70
	[5.6.2] 報奨金の授与選手数	人	175

(第6章 インド pp.231-233, 図表-6-4の該当部分を再掲)

●日本 スポーツ振興基本計画 (2006年) 【参考】

II スポーツ振興施策の展開方策 3. 我が国の国際競技力の総合的な向上方策
 政策目標 (1) オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における我が国のトップレベルの競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与することから、こうした大会で活躍できる競技者の育成・強化を積極的に推進する。
 (2) 具体的には、1996年(平成8年)のアトランタ夏季オリンピック競技大会において我が国のメダル獲得率(注1)が1.7パーセントまで低下したことを踏まえ、我が国のトップレベルの競技者の育成・強化のための諸施策を総合的・計画的に推進し、早期にメダル獲得率が倍増し、夏季・冬季合わせて3.5パーセントとなることを目指す(注2)。

(注1) 「メダル獲得率」とは、オリンピック競技大会における我が国のメダルの獲得数を総メダル数で除したものである。
 (注2) 夏季・冬季合わせたメダル獲得率とは、直近に開催された夏季及び冬季オリンピック競技大会におけるメダル獲得数の合計をそれらのオリンピック競技大会における総メダル数の合計数で除したものである。

(文部科学省 スポーツ振興基本計画(平成13年度～23年度)より抜粋)

●日本 スポーツ立国戦略 (2010年) 【参考】

2. 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化 【目標】
 ○世界の強豪国に伍する競技力向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な強化体制を構築する。
 ○今後の夏季・冬季オリンピック競技大会について、それぞれ過去最多(夏季37(アテネ)、冬季10(長野))を超えるメダル数の獲得を目指す。また、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会において、過去最多(オリンピック競技大会では、夏季52(北京)、冬季25(ソルトレークシティ))を超える入賞者数を目指す。さらに、将来を見据えた中・長期的な強化・育成戦略を推進する観点から、各ジュニア選手権大会のメダル獲得数の大幅増を目指す。

(文部科学省 スポーツ立国戦略(平成22年8月)より抜粋)

【海外諸国における評価指標の例】

政策4 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

【メダル獲得に係る指標】

- ・金、銀、銅に独自に重み付けして求められるメダル獲得数の割合(韓国2012年度)
- ・8位までの入賞に独自に重み付けして求められるメダル獲得ポイントの自国ランキング(フランス2013年度)
- ・金、銀、銅に独自に重み付けして求められるメダル獲得数、メダル点数、8位内点数(カナダ2010年)
- ・障害者代表選手のメダル獲得数(韓国2012年度)
- ・総メダル数に対するメダル獲得数の割合(韓国2012年度)
- ・限定競技種目におけるメダル獲得総数、及び獲得総数の幅(イギリス2012年度)
- ・メダル獲得総数(オーストラリア2010年、カナダ2010年、インド2012年)
- ・メダル獲得候補者数(カナダ2010年)
- ・関係者の承認を受けたメダル獲得指標の達成率(オーストラリア2012年)

●施策4(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・科学的訓練システムの導入、代表選手・指導者選抜体系の確立に係る期限(韓国2008年)
- ・重点競技種目の国内外訓練等に係る政府支援額の計画枠(韓国2008年)
- ・有望選手及び候補選手の人数及び競技種目数(韓国2008年)
- ・重点競技種目の英才発掘・育成数(韓国2008年)
- ・候補選手の国家代表選抜率(韓国2012年度)

- 国体出場選手数をタイトル数により重み付けし指数化（韓国 2012 年度）
- 国体における参加広域自治体の総合点数成績の構成比の前年度比向上率（韓国 2012 年度）
- 国のスポーツ機関に所属する高水準競技者の割合（フランス 2013 年度）
- 奨学金プログラムの数、受益者数、満足度（オーストラリア 2012 年度）
- 競技力向上支援施策に対する受益者の満足度（オーストラリア 2012 年度、カナダ 2010 年）
- 国際大会出場レベルの人材プールの拡張目標に対する到達度（カナダ 2010 年）
- 国際大会出場レベルの競技水準に達した選手の人数（カナダ 2011 年度、インド 2012 年度）
- 体系的な競技人材養成システムの開発及び運用の実施状況（カナダ 2010 年）
- 強化拠点において訓練を受けた選手数、女性・特定地域出身者の人数（インド 2012 年度）
- 強化拠点において個人向けに設計された訓練を受けた高水準競技者の人数（インド 2012 年度）
- 競技者に対する福祉事業の満足度（韓国 2012 年度）
- スポーツ年金受給者数（韓国 2012 年度）
- 政府の報奨金または年金が受給されたオリンピック大会出場選手の人数（インド 2012 年度）
- 施策 4 (2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成
 - 障害者競技国家代表選手の専任指導者の選抜体系の確立期日、配置拡大数（韓国 2008 年）
 - スポーツ指導者手当の拡大額（韓国 2008 年）
 - スポーツ指導者に提供した実用的な調査研究の数（オーストラリア 2012 年度）
 - 特定の教育メソッドに基づく訓練を受けたスポーツ指導者の人数（カナダ 2010 年）
 - 質の高いスポーツ指導者の人数（カナダ 2010 年、インド 2012 年度）
 - 常勤スポーツ指導者の仕事環境に対する満足度（カナダ 2010 年）
 - スポーツ団体に雇用されているスポーツ指導者の全日換算人数（カナダ 2010 年）
 - 国家コーチングキャンプにおける女性トレーニーの数（インド 2012 年度）
 - コーチの人数と能力増強にあてた政策の閣議承認期日（インド 2012 年度）
- 施策 4 (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築
 - スポーツ科学専門人材の拡充人数（韓国 2008 年）
 - 先端機器等装備の導入及び研究開発の予算額（韓国 2008 年）
 - 計画期間内に建設、拡充する拠点施設の明記（韓国 2008 年）
 - 調査研究及びプロジェクトのうち有効かつ実用性が評価されたものの割合（オーストラリア 2012 年度）
 - スポーツ科学薬学研究施設の新規設立に係る閣議承認期日（インド 2012 年度）

【所見】

- 調査対象6か国はいずれもオリンピック競技大会などの主要国際スポーツイベントにおけるメダル獲得に関する目標を示している。韓国は金、銀、銅の各獲得メダルに独自の重み付けをしてメダル獲得数を評価し、フランスとカナダは8位入賞までを重み付けの対象としている。金・銀・銅の重みだけで比較すると、韓国は5：2：1、フランスは8：7：6、カナダは10：8：6であり、韓国では金メダル獲得により重点を置いていることがわかる。
- イギリス、オーストラリア、インドは、メダル獲得総数を目標に掲げている。調査対象6か国は何れも、国内オリンピック委員会やスポーツ行政の執行機関が金メダルの獲得目標数を設定することはあっても、国の長期計画に金メダルの獲得目標数は示していない。また、パラリンピック競技大会におけるメダル獲得目標数の設定は、イギリスの執行機関であるUKスポーツの2012年単年度計画にのみ見ることができ、6か国の長期計画には設定されていない。
- 我が国のスポーツ基本計画が今後見直される際、メダル獲得目標の設定の在り方について諸外国の取組みを参考にした検討を行うことも考えられる。

(5) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

●日本 スポーツ基本計画（2012年）

政策5	国際的な貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、 オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催 、国際的な情報の収集・発信、国際的なネットワークの構築等を行う。	
施策5 (1)	オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等	・我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援
施策5 (2)	スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	・スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築 ・ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化 ・指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進 ・市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

(文部科学省「スポーツ基本計画(概要)」より整理)

●韓国 文化ビジョン 2008-2012（2008年）

重点課題	主要課題	概要
3. 共に楽しむスポーツ活動	障害人専門の体育競技力向上と体系的な管理	・障害人スポーツ外交人材の養成（年2回アカデミーを運営）、国際大会を毎年3~5個招致
4. 世界におけるスポーツ韓国	国際競技大会開催の成功	・中央政府レベルによる体系的支援を図るため「国際競技大会支援委員会」を運営 ・2011年大邱世界陸上選手権大会、2014年に川アアジア競技大会の開催成功を図るためのインフラ整備、大会準備、運営支援を実施
	スポーツ外交人材の育成と国際活動の強化	・メダリスト等から次世代のスポーツ外交人材を選抜し、毎年10~15個の競技団体に対する国際的な専門人材採用を支援 ・国際スポーツ界における韓国の地位向上と相互の緊密なネットワーク形成を図る「スポーツ外交人材プール」を設置・運営 ・大陸別オーダーメイド型スポーツ交流プログラムの実施による韓国によるスポーツ指導の向上 - アフリカ スポーツ教育プログラム（2008年~）：IOC Olympafrica センターと協力、青少年スポーツ支援等 - アジア スポーツ文化プログラム（2009年~）：スポーツと文化を融合した競技の実施、国家間友好協力推進 - 中南米 スポーツイベントプログラム（2010年~）：サッカー、テコンドー等互いに強みのある種目を中心とした国際スポーツイベント協力事業の発掘 - 北米・ヨーロッパ スポーツの価値プログラム（2011年~）：スポーツと環境、女性・障害人スポーツ等国際スポーツ界の主要課題を中心とした協力プログラムの開発、グローバルなリーダーシップの発揮
	テコンドーのグローバル化	・テコンドー競技が活発な国におけるテコンドー教科課程の採択を推進、「大韓民国テコンドー師範団」を結成し、五大陸に常時派遣する体制を確立 ・第三世界各国に対するテコンドー用品の支援、師範派遣等によるテコンドー韓流の拡散（5年間、100億ウォン）

(第1章 韓国 pp.8-10, 図表-1-8の該当部分を再掲)

●韓国 文化体育観光部 単年度計画（2012年度）

成果目標	管理課題	成果指標（測定単位）	測定算式	目標実績達成率	2012年度	
V-3: スポーツの産業化及び世界化を通じて国家ブランドを向上させる	(1) 国家体育実力強化	① 主要な国際機構(IF) 役員数(人)	オリンピック種目国際機構(33機関)及び主要機構(IOC, ANOC, FISU, SPORTACCORD, OCA, AIPS)における韓国人役員数の合計	目標 実績 達成率	94人 94人 100.0%	
		② 戦略的交流比率(%)	体育協定の締結、体育契約のフォローアップ、スポーツパートナープログラム全体件数のうち、戦略的な国/種目の支援比率 ※2011年はIOC委員所属国を戦略対象国として推進	目標 実績 達成率	70.0% 70.0% 100.0%	
		③ 国際機構インターン数(人)	国際スポーツ機構に派遣されたインターン数合計	目標 実績 達成率	14人 14人 100.0%	
	(2) 国際体育支援	④ 開催国際大会優秀選手参加率(%)	① 開催国際大会優秀選手参加率(%)	優秀選手参加率: 優秀選手数/国内外の参加選手数×100	目標 実績 達成率	25.71% 27.07% 105.29%
				② テコンドー平和奉仕団派遣国現地参加者数(人)	派遣国の現地テコンドー参加者	目標 実績 達成率

(第1章 韓国 pp.22-24, 図表-1-13の該当部分を再掲)

●フランス 該当なし

第7章 調査のまとめ

●イギリス DCMS の事業計画 2012-2015 (2012年5月31日更新時)

政策目標	施策事業
3.2: 主要スポーツイベント・文化芸術イベントの誘致にあたり、UK の魅力の向上を支援	i. スポーツイベント誘致を行う競技団体に対する政府支援の決定及び実施
	ii. 2013年ラグビーリーグワールドカップ、2015年ラグビーユニオンワールドカップ、2017年世界陸上の開催成功に向けた支援の実施
	iii. 主要スポーツイベントに係る法令の整備

(第3章 イギリス p.97, 図表-3-9の該当部分を再掲)

●イギリス 2012年オリンピック及びパラリンピック競技大会のレガシーに係る計画 (2010)

また「国際インスピレーション (International Inspiration)」プログラムへの支援も引き続き実施する。同プログラムではスポーツの力を利用して、発展途上国を中心とする全世界の600万人以上の青少年にスポーツに参加する機会を提供してきた。同プログラムでは、独自のアプローチとして3つのレベル (政策立案者、スポーツ競技者、青少年自身) で実施する事業を通じ、加盟国による青少年向けスポーツに対するアプローチに変革をもたらす支援を行っている。学校に対しては、カリキュラムにおけるスポーツの相対的な重要性の向上を促す。また教師やスポーツ指導者を対象とするトレーニングを実施し、質の高い総合的な体育、スポーツ、競技を実現させる。これはIOCや国際パラリンピック委員会(IPC)からも評価されているように、まさに画期的な取り組みである。国際開発大臣から追加資金拠出の承認を受けたことにより、2012年までには、新たに5か国の発展途上国を対象として、学校、村などのコミュニティ環境で生活する貧しい児童や青少年のニーズや能力に関連する教育・保健・スポーツ関連活動計画・組織への投資を拡大することが可能となる。

現在、UK全土で300以上の「国際インスピレーション」パートナー校が存在しており、「国際インスピレーション」による恩恵を受けている全世界の学校との連携を着実に進めてきた。このパートナーシップを通じ、我が国と全世界の児童が、この卓越したプログラムが教育とインスピレーションに関して備えている力による恩恵を受けることになる。

(第3章 イギリス pp.104-105, 資料(1)の該当部分を再掲)

●イギリス UK スポーツ 単年度計画 (2012年度) 【参考】

目標	成果目標	指標
2012年ロンドンオリンピック競技大会と2014年モントリオール競技大会グラスゴ大会の開催を、UKが主要スポーツ大会誘致先進国への起爆剤とする。	GSI (スポーツ大国インデックス) でUKが上位3位となる。	3位

(UK Sport, Annual Report and Accounts 2012/13, pp.28)⁵

【参考】GSI (Global Sport Nation Index ; スポーツ大国インデックス)⁶

GSIとはGlobal Sport Impact Projectが国営宝くじ基金の支援を得て開発・運用している主要国際スポーツ大会等の誘致に係る国の実力を表した指標であり、UKスポーツ、シンガポールスポーツ評議会、Sportcal (スポーツイベント広報を主業とする民間企業)の三者が主要パートナーとなり、Sportcalが指標を取りまとめている。産学官200人を超えるスポーツ分野のエキスパートとのコンサルテーションを経て設計された方法論に従って、主要国際スポーツイベントの誘致にあたっての各国の実力を算出、合計点数による20位までの順位が毎年示される。2013年5月に公表された最新のGSIは以下のとおりである。

2013年の順位	国	GSI 合計点	2012年の順位
1	中国	44,369	1
2	カナダ	39,032	5
3	ロシア	38,137	3
4	UK	37,421	2
5	イタリア	35,157	4
6	ドイツ	28,345	6
7	アメリカ	24,560	9
8	ブラジル	24,001	8
9	韓国	23,528	12
10	フランス	22,995	7
11	スペイン	21,907	11
12	オランダ	21,418	10
13	トルコ	17,192	14
14	日本	16,251	13
15	オーストリア	14,874	17
16	ポーランド	14,717	16
17	チェコ	13,343	21
18	デンマーク	11,882	20
19	スウェーデン	11,880	18
20	オーストラリア	11,505	19

●オーストラリア 該当なし

⁵ UK Sport, Annual Report and Accounts 2012/13

<http://www.uk-sport.gov.uk/publications/uk-sport-annual-report-2012-2013>

⁶ UK Sport <https://www.uk-sport.gov.uk/news/latest-global-sports-nation-index-announced-280513>

Global Sport Impact Project http://www.sportcal.com/pdf/gsi/Global_Sports_Impact_Project.pdf

●カナダ CSP2002 の中間評価における質問／指標（2010 年）

	評価のための質問	評価指標
力量の強化	12. 単一競技のスポーツイベントまたは主要大会のカナダ主催に係る目標を達成したか？（目標は「カナダにおける国際スポーツイベントの誘致に係る戦略枠組み」に示される）	主要複合競技イベントを 10 年間に 2 回、Tier II（大規模）の単一競技国際イベントを 2 年間に 1 回、Tier I（開催費用 25 万 CAD 以上）の単一競技国際イベントを毎年 30 回開催
連携の推進	4. 国際的なレベルで、カナダがカナダにおけるスポーツ、スポーツを通じた社会発展をいかに向上し、最先端のスポーツ発展に後れを取らないようにしているか？	カナダの優先事項の推進のために実施する国際協力及び/または好事例の取り交わしによる国際的イニシアティブの数（例：二国間合意および関連業務）
		政府（Canada）により是認され、一定程度の実施がなされる国際的スポーツに係る声明、条約の締結、政策等の数
		カナダスポーツ政策の国際的な目的を支援するために政府が財政措置を実施した国際的スポーツ活動の数と実態
		カナダ政府代表が出席した国際会議、総会、催事の数、及び該当するものがあれば、カナダのフォローアップ活動への参画

（第5章 カナダ pp.201-203, 図表-5-10 の該当部分を再掲）

●インド 該当なし

【海外諸国における評価指標の例】

政策 5 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

●施策 5（1）オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- ・年間における障害者向け国際競技大会の招致個数（韓国 2008 年）
- ・国際競技大会招致に係る実力指標合計点による自国の世界ランキング（イギリス・UK スポーツ）
- ・国際競技大会の開催頻度（カナダ 2010 年）

●施策 5（2）スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・メダリスト等から選抜したスポーツ外交専門人材を採用したスポーツ団体の数（韓国 2008 年）
- ・国際交流プログラムの大規模展開を実施する年（韓国 2008 年）
- ・海外諸国に対する国技の用品の支援、師範派遣等に係る施策予算の総枠（韓国 2008 年）
- ・国際機構における自国民役員の数（韓国 2008 年）
- ・スポーツ国際協力支援プログラムを新たに推進する発展途上の国数（イギリス 2010 年）
- ・スポーツ国際協力支援のために外国と取り交わしたイニシアティブの数（カナダ 2010 年）
- ・国際的スポーツ活動に関する声明、条約の締結、政策等の数（カナダ 2010 年）
- ・政府が財政支援措置を実施した国際的スポーツ活動の数（カナダ 2010 年）

【所見】

- ・調査対象6か国のうち、長期計画において国際競技大会の招致・開催の数を施策目標に示しているのは、韓国とカナダの2か国である。大規模国際スポーツイベントの招致主体は自治体や競技統括団体であり、これらの招致活動を国がバックアップするという形態がとられるため、国の長期計画に招致個数を設定することは簡単でない。
- ・UK スポーツの単年度計画において GSI（スポーツ大国インデックス）という国際競技大会の招致に係る実力を数値化した指標が活用されていることは興味深い。我が国が独自に同趣旨の指標を開発するよりも、GSI の方法論を研究のうえ同指標の採用を何らか検討するほうが近道かもしれない。
- ・韓国とイギリスの2か国は、スポーツに関する国際交流の具体的目標を長期計画に示している。なかでも韓国はスポーツ外交力に力を入れており、主要国際機構における韓国人役員数の合計目標数を長期計画と単年度計画の双方に示し、過去3年度目標を達成している。

第7章 調査のまとめ

(6) ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

●日本 スポーツ基本計画（2012年）

政策6	スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。	
施策6(1)	ドーピング防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・JADA における、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施 ・競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実
施策6(2)	スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用 ・スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化
施策6(3)	スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進 ・スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

(文部科学省「スポーツ基本計画（概要）」より整理)

●韓国 文化ビジョン 2008-2012（2008年）

重点課題	主要課題	概要
4. 世界におけるスポーツ韓国	先進スポーツドーピング防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・血液ドーピング検査の実施（2009年以降）、競技期間中の競技会場外検査を毎年10%拡大（ドーピング検査総数 2008年 2,500件→2012年 3,000件） ・治療目的の薬物に係る免責・聴聞・控訴手続の策定、事案毎の懲戒レベルの多様化による選手権益保護措置の構築、ウェブベースのアンチドーピング管理情報システム（ADAMS）の構築 ・新たなドーピング分析技術の開発及び漢方薬関連の応用研究によるドーピング分析力を向上 ・プロスポーツ選手に対するドーピング検査制度の導入検討
7. 体育行政体制の先進化	体育団体の組織及び機能の先進化	<ul style="list-style-type: none"> ・体育団体（大韓体育会、大韓オリンピック委員会、国民生活体育協議会）の機能の先進化を通じてスポーツ外交力を強化し、生活体育とエリートスポーツの連携を強化

(第1章 韓国 pp.8-10, 図表-1-8の該当部分を再掲)

●韓国 文化体育観光部 単年度計画（2012年度）

成果目標	管理課題	成果指標（測定単位）	測定算式	目標実績達成率	2012年度
V-3: スポーツの産業化及び世界化を通じて国家ブランドを向上する	(2) 国家体育実力強化	③ドーピングコントロールセンターのWADA再公認の可否	再公認の獲得	目標	再公認
				実績	再公認
				達成率	100.0%
	(3) 国際体育支援	②ドーピング防止委員会顧客満足度調査（点）	PSCI 指数算出方式に準拠	目標	79.0点
				実績	86.9点
				達成率	110.0%
③ドーピング陽性反応率（%）	(陽性件数/ドーピング検査件数)×100	目標	0.97%		
		実績	0.53%		
				達成率	183.0%

(第1章 韓国 pp.22-24, 図表-1-13の該当部分を再掲)

●フランス スポーツ担当省 年次業績計画書（PAP）（2013年度）

成果指標	サブ指標	単位	2013
2.1: 財政基盤が脆弱または財政状況が悪化したスポーツ連盟の数	2.1.1 財政基盤が脆弱なスポーツ連盟の数	連盟	9
	2.1.2 財政状況が悪化したスポーツ連盟の数	連盟	6
	2.1.3 複数の事業所において財政状況の脆弱性が認められるスポーツ連盟の数	連盟	1
	2.1.4 複数の事業所において財政状況が悪化したスポーツ連盟の数	連盟	1
2.2: スポーツ連盟の財政自律の状況	2.2.1 収入に占める国の補助金の割合が50%未満のスポーツ連盟の数	連盟	7
	2.2.2 収入に占める国の補助金の割合が10%未満のスポーツ連盟の数	連盟	56
5.2: ドーピング防止に係る事務費と検査費用	5.2.1 ドーピング防止に係る事務費と検査費用の総額	€	640
	5.2.2 うちドーピング防止に係る事務費	€	153
	5.2.3 うちドーピング検査費用	€	487
5.3: 検査数/検査総数	5.3.1 競技会外検査数/ドーピング検査総数	%	40.0

(第2章 フランス pp.48-49, 図表-2-7の該当部分を再掲)

●イギリス UK スポーツ 単年度計画（2012年度）

目標	成果目標	指標
NGBの公平性及び多様性に係る分野を含むガバナンスの在り方について、UKスポーツとスポーツイングランドの共通ガバナンス枠組みの実施による向上を図る。	UKスポーツが財政支援を行うNGB及びパートナーの85%の（独立監査による）自己採点判定結果が、青（Green）または黄（Amber）と判定される。	85%

(UK Sport, Annual Report and Accounts 2012/13, pp.28)

●オーストラリア ASADA 単年度計画（2012 年度）

施策目的を達成するための計測可能な施策目標または主要業績指標（KPI）の概要		目標
1.1 施策目標	ASADA の教育活動及びコミュニケーションプログラムへの参加人数	8,000 人
	スポーツフォーラム及び連絡活動（liaison activities）の数	4 個
	連邦政府補助によるドーピング検査実施件数	3,500～ 4,200 件
	Pure Performance プログラムの実施数	2 件
1.1 主要業績指標（KPI）	ASADA が実施する教育活動に満足している NSO、競技者、関係職員の割合	80%
	アンチドーピングに係る法令及び規則を認識しているスポーツ団体、競技者、関係職員の割合	80%
	認可または補助金交付を受けている団体のうち、アンチドーピング規則を遵守していると判定された団体の割合	100%
	ASADA によるドーピング反応検出活動が確実であると信じる競技者、関係職員及びスポーツ団体の割合	80%
	法令または ASADA 規則に違反し決定を下された者のうち、不服申し立てに成功した者の割合	5%以下

（第4章 オーストラリア p.160, 図表-4-11 の該当部分を再掲）

●オーストラリア ASC 単年度計画（2012 年度）

施策目的を達成するための計測可能な施策目標または主要業績指標（KPI）の概要		目標
1.1 施策目標	ガバナンス・経営能力の強化または商業化戦略を通じた事業能力の向上に係る支援を受けた NSO の数	10 団体
1.1 主要業績指標（KPI）	自身の事業計画に示した KPI を達成した NSO の割合	75%
	財務状況が健全な NSO の割合	85%

（第4章 オーストラリア p.158, 図表-4-9 の該当部分を再掲）

●カナダ CSP2002 の中間評価における質問／指標（2010 年）

	評価のための質問	評価指標
高水準競技力の向上	4. より多くの競技者が公正かつ倫理的な方法による結果を達成しているか？	スポーツドーピング検査全数における検体陽性の割合

（第5章 カナダ pp.201-203, 図表-5-10 の該当部分を再掲）

●カナダ 民族遺産省 単年度計画（2011 年度）

期待される結果	成果指標	数値目標
カナダの高水準アスリート及び国民に対して、効果的かつ倫理を補強する仕組みを提供し、スポーツへの参加と卓越性の追求を可能とする	連邦政府から補助金を受給する競技統括団体（NSO）及びスポーツ中央組織（MSO）ならびにカナダスポーツセンターが、連邦政府の要求する基準を充足	スポーツ中央組織（MSO）の 73%以上が、連邦の要求する基準の 67%を達成 競技統括団体（NSO）の 67%以上が、連邦政府が要求する基準の 85%を達成

（第5章 カナダ pp.205-206, 図表-5-13 の該当部分を再掲）

●インド スポーツ庁 単年度計画（2012 年度）

施策目標	成果指標	単位	成果目標
[4.1] スポーツの発展とガバナンス強化のための国家スポーツ振興法案の前進	[4.1.1] 主要な関係団体から方針了解を取りつけた日	日	2012 年 11 月 30 日
[6.1] 検体の回収	[6.1.1] 尿検体回収数	件	3,700
	[6.1.2] 血液検体回収数	件	175
[6.2] ドーピング検査の実施	[6.2.1] 尿検査実施数	件	4,500
	[6.2.2] 血液検査実施数	件	175
[6.3] アンチドーピング啓蒙活動の実施	[6.3.1] アスリート及びコーチを対象とした研修またはワークショップの実施回数	回	40
	[6.3.2] 若年アスリート向けのアンチドーピング読本 2 冊の発行日	日	2012 年 11 月 15 日
[6.4] 研究報告書の発行	[6.4.1] 研究報告書の発行数	冊	4
[6.5] WADA による再公認	[6.5.1] WADA の再公認取得日	日	2013 年 1 月 31 日

（第6章 インド pp.231-233, 図表-6-4 の該当部分を再掲）

【海外諸国における評価指標の例】

<p>政策 6 ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上</p> <p>●施策 6 (1) ドーピング防止活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間のドーピング検査実施数（韓国 2008 年、オーストラリア 2012 年度、インド 2012 年度） ・ドーピング検査総数に対する検体陽性件数の割合（韓国 2012 年度、カナダ 2010 年） ・国家ドーピング防止機関の WADA 再公認（韓国 2012 年度、インド 2012 年度） ・国家ドーピング防止機関の活動に対する受益者の満足度（韓国 2012 年度、オーストラリア 2012 年度） ・国家ドーピング防止機関が実施する教育プログラム等の参加人数（オーストラリア 2012 年度） ・国家ドーピング防止機関が実施する教育プログラム等の数（オーストラリア 2012 年度、インド 2012 年度）

- ・ドーピング防止に係る研究報告書、読本等の発効数、発行期日（インド 2012 年度）
- ・ドーピング防止に係る事務費と検査費用の総額（フランス 2013 年度）
- ・競技会外検査の実施割合（韓国 2008 年、フランス 2013 年度）
- ・不服申立てに成功した違反決定者の割合（オーストラリア 2012 年度）
- 施策 6（2）スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
 - ・財政基盤が脆弱な、または悪化したスポーツ団体の数（フランス 2013 年度）
 - ・財政自律が認められるスポーツ団体の数（フランス 2013 年度）
 - ・財務状況が健全なスポーツ団体の割合（オーストラリア 2012 年度）
 - ・スポーツ団体のガバナンスに係る自己採点結果（イギリス 2012 年度）
 - ・ガバナンス強化、事業能力の向上に係る支援を受けたスポーツ団体の数（オーストラリア 2012 年度）
 - ・政府の要求するガバナンス等の基準を達成したスポーツ団体の割合（カナダ 2011 年度）
 - ・自ら設定した業績指標を達成したスポーツ団体の割合（オーストラリア 2012 年度）
- 施策 6（3）スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進…該当なし

【所見】

- ・調査対象6か国のうち3か国がドーピング防止に係る施策の指標に年間の検査実施数を用い、2か国が検体陽性件数の割合をも用いている。我が国も政策にドーピング防止を掲げており、次期計画策定の際にドーピング防止を測定可能な指標で示すことも考えられる。
- ・ドーピング防止に係る教育活動の実施件数や参加人数が示されているのは韓国とオーストラリアの単年度計画であるが、これらは長期計画の指標にはなじまない。むしろ、これら2か国がドーピング防止教育啓発プログラムの受益者満足度をも指標にしている点は、ドーピング防止活動の充実度を測る有効な手法であると考えられる。
- ・韓国とフランスは、競技会外検査の実施割合等を指標に示している。競技会外検査はいわゆる抜き打ち検査であり、事前通告なしに任意の場所で行われ、近年 WADA（世界ドーピング防止機構）の規程改定により競技会外検査の強化が図られている。また、尿検査とは別に血液検査もあるが、血液検査キットは高額であり、採取した検体を規定時間内に検査機関に運搬するコスト等についても国土が広範な国においては深刻な問題である。フランスがドーピング検査費用を、インドが尿検査と血液検査の回数をそれぞれ指標に示しているのは、WADA 規則に準拠しつつドーピング防止のコストを国家として負担していることを示し、国民に理解を求めるといった点で効果的である。
- ・スポーツ団体のガバナンス強化については、フランスやオーストラリアのように財務規律、財務状況、事業能力向上に焦点を当てている国もあれば、イギリス、カナダ、インドのように組織運営の適正化や情報開示の透明化に焦点を当てている国もある。とりわけイギリス、オーストラリア、カナダの3か国はガバナンス強化に係る支援制度や団体認定のスキーム構築において洗練された仕組みが中央政府または執行機関によって提供されている⁷。
- ・スポーツ基本計画は、スポーツ団体の自主性、自律性に配慮するあまり、国のイニシアティブの在り方がガイドラインの策定に止まっている。国の財政支援に対してスポーツ団体がガバナンス確保の責務を負うというギブ・アンド・テイクはどの国においても共通した認識であるが、ガバナンス欠如による諸問題の再発を防止するためにも、国がスポーツ団体の組織運営の在り方に関してどこまでの責務を負いどのような義務を課すかについて、明確な枠組みの策定が求められる。

⁷ WIP ジャパン（2012）「スポーツ政策調査研究（ガバナンスに関する調査研究）」を参照。
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1319873.htm

(7) スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

●日本 スポーツ基本計画（2012年）

政策7	トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、 トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進 する。	
施策7(1)	トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立 ・拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施 ・トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進 ・小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援
施策7(2)	地域スポーツと企業・大学等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流施設の開放等の推進 ・健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

(文部科学省「スポーツ基本計画（概要）」より整理)

●韓国 文化ビジョン 2008-2012（2008年）

重点課題	主要課題	概要
1. スポーツ活動への参加条件の改善	オーダーメイド型体育福祉の実現化	<ul style="list-style-type: none"> ・引退選手のデータベース及びオンラインシステムを構築し、引退選手のキャリア教育、就職、キャリア管理のサポート等、総合的な支援サービスを提供（2010年） ・福利厚生金制度を引退選手プログラムと連携させ、競技力向上研究年金などの福祉事業を一般的に評価し、体育福祉制度を改善（2010年）
7. 体育行政体制の先進化	体育団体の組織及び機能の先進化	<ul style="list-style-type: none"> ・体育団体（大韓体育会、大韓オリンピック委員会、国民生活体育協議会）の機能の先進化を通じてスポーツ外交力を強化し、生活体育とエリートスポーツの連携を強化

(第1章 韓国 pp.8-10, 図表-1-8の該当部分を再掲)

●フランス スポーツ担当省 年次業績計画書（PAP）（2013年度）

成果指標	サブ指標	単位	2013
6.1：学位取得後取得した資格により就職できた卒業生の割合	6.1.1 スポーツ分野の学位を取得後、取得した資格により就職できた卒業生の割合	%	71.0
6.2：総就業時間に占めるトレーニング活動時間の割合	6.2.1 企業所属の高水準競技者における、総就業時間に占めるトレーニング活動時間の割合	%	92.0
6.3：高水準競技者の就職率	6.3.1 高水準競技者のうち、スポーツ担当省にリストされて2年後に就職した者の割合	%	85.0

(第2章 フランス pp.48-49, 図表-2-7の該当部分を再掲)

成果指標 6.1：学位取得後取得した資格により就職できた卒業生の割合

2005年以降、地方出先機関に対してスポーツ担当省の年次データ収集システムが開発された。データは、スポーツ分野レベルIVの免状所持者（スポーツ教育者初級国家免許[BEES1]及び青少年・社会教育・スポーツ職業免許[BPJEPS]「スポーツ」）の就職状況、特に、免状交付で取得した資格を行使して職に就いている競技者の割合を測るため、郵便あるいはインターネットを経由して自動管理されたアンケート調査に基づいて収集される。

実質的に免状交付後に取得した資格で就職した者として、スポーツ推進者、社会文化推進者、推進組織の責任者、推進組織の教育者、推進プロジェクトあるいは青少年、スポーツ、市民生活に関係するプロジェクトの責任者といった職に就いている個人である。

地方出先機関は、基準となる期間の間及び期間終了から7か月後に、交付された免状の所持者に対して質問調査を行う。2011年においては、免状交付の基準期間は2010年5月から2011年4月まで、質問調査期間は2011年12月から2012年2月までである。海外県の地方公共団体出先機関はこの調査の対象外となる。

スポーツ分野レベルIVでは、8,000以上の免状（BEES1[初級]+BPJEPS「スポーツ」）が基準期間中に交付された（回答のない地域圏を除く）。2012年3月8日時点でおおよそ7,400人の免状所持者に対して質問調査が行われ、おおよそ3,000人がそれに答え、回答率は40%であった。

2011年、BEES1（初級）あるいはBPJEPS「スポーツ」の免状所持者が就職した者のうち68.5%が、取得した免状と直接関係のある職に就いていると答えた。免状の種類によって回答結果が対照的である。BPJEPS「スポーツ」は、BEES1（初級）に比べて、免状交付で取得した資格を行使して就職する傾向が顕著に見られる。BPJEPS「スポーツ」の免状所持者が就職した者のうち80.4%が取得した免状と直接関係のある職に就き、一方BEES1（初級）所持者はその割合が68.5%となる。

資格の更新は、免状所持者に真の付加価値をもたらす。

推進指導(animation)分野の免状交付後に取得した資格で実質的に職に就いている免状所持者の割合については、推進指導(BPJEPS「推進指導」)分野のスポーツ担当省職業レベルIVでは2,500以上の免状が基準期間中に交付され（未回答の地域圏を除く）、2012年3月8日時点における免状所持者の90%（おおよそ2,300人）に対して質問調査が行われ、47%が回答した。

2011年では、BPJEPS「推進指導」の免状所持者の83.9%が取得した免状と直接関係のある職に就いている。

	単位	2009年実績	2010年実績	2011年実績
「推進指導」の分野の免状交付後に取得した資格に直接関係する職に実際に就いている免状所持者の割合	%	85	86	84

第7章 調査のまとめ

成果指標 6.2：総就業時間に占めるトレーニング活動時間の割合

当指標は、優先分野に対応する研修活動の時間数を、研修活動の総時間数で除して算出される。

スポーツ担当省管轄のスポーツ機関（CREPS、国立学校、INSEP）によって実施される研修活動の総時間数は、実習時間（heures stagiaires）を単位として表され、継続職業研修、初期職業研修及び見習い活動、つまり、スポーツ担当省によって交付される免状を取得するための準備研修（定期試験、通信教育、資格試験、試験対策等）、青少年及びスポーツ以外の免状を取得する研修（ボート免許、救急法、安全・水難救助国家免許[BNSSA]等）、免状を取得しない資格研修（再教育、スポーツ連盟の免状等）を対象とする調査によって確定される。

研修活動の総時間数は、2010年の実績が3,623,055実習時間、2011年の実績が3,658,789実習時間であった。

2011年は2010年同様、優先分野に対応する活動時間数が次の特定対象研修に対して計算される。

- 特別な安全対策の遵守を要する特殊環境で実施されるスポーツ活動

スキューバダイビング、シュノーケリング、フリーダイビング、自然環境でのダイビング、限定水域でのダイビング、カヌー・カヤック、3級河川以上での関連スポーツ（急流ラフティング、急流水泳及びカヌー・カヤックの追加資格証）、避難所から200マイル離れたセーリング、ケーピング、キャニオニング、スカイダイビング、ノルディックスキー、アルペンスキー、アルピニズム、関連活動（中級山岳ガイド、ガイド見習い、高山ガイド）、サーフィン、ハングライティング（パラグライダー、ハングライダー）、カイトサーフィン、ウォーターパラセーリング

- 難関部門に関係する研修

・規定上、技術上あるいは経済上の理由により、全国レベルでスポーツ担当省管轄スポーツ機関以外の研修機関が提供する十分な研修が存在しないためである。判断基準は、スポーツ担当省管轄スポーツ機関で毎年登録される研修生数が毎年交付される免状の数を大幅に超えること。

・経済的に関心が低い部門。判断基準は、年間の研修生の数が20人未満もしくは免状所持者が20人未満。

- その他の優先的活動

職業レベルIII及びIIの新設された免状（DE/DES JEPS）、二重資格研修、身体的及びスポーツ活動に関係するその他省庁によって交付される免状の取得準備研修（ボート免許、救急法、安全・水難救助国家免許[BNSSA]等）、スポーツ連盟が交付する免状の取得準備研修、青少年及びスポーツ分野の選抜試験準備や再教育など免状取得のない研修、公務員試験準備、全国人材育成計画（PNF）及び地方人材育成計画（PRF）に登録した実習、技術管理職研修、法定初期研修、一日研修、管理職又は運営管理職、スポーツ管理職あるいは推進指導者の集団研修、職業経験認定制度の受験者支援。

2011年の結果を分析すると、2009年に導入された「難関」部門という概念にあまり制限されないアプローチが、特に「その他の優先活動」分野においてもスポーツ担当省管轄機関によって継続されていた。また、各スポーツ機関の業績契約の交渉を通じて、青少年・スポーツ・社会統合地域圏局（DRJSCS）が各地域圏の特徴及びニーズに応じた公共研修機関（難関部門）を主軸にした研修についての分析を続け、全国リスト「コアビジネス（cœur de métier）」を充実させた。

これらの結果を合わせると、見込指標の当初目標（88%）を2.5%超えることができた。

指標 6.2 の内訳は次のとおりである。

特定対象部門「コアビジネス」	2010年 実績	2011年 実績
特殊環境での活動	13.4%	10.2%
難関部門：公共研修機関中心	51.6%	55.7%
難関部門：稀少な研修	0.6%	1.5%
その他優先活動	20.4%	23.1%
-うち、新設された免状	5.6%	8.2%
合計	86.0%	90.5%

中央行政によって実施される職業研修に関する調査の当年（n）のデータは、翌年（n+1）の5月にスポーツ機関より公表され、翌年（n+1）の6月に処理が施されてから入手が可能となる。当年（n）の実績を示すデータは、前年（n-1）の研修時間数に相当する。

成果指標 6.3：高水準競技者の就職率

当指標は、高水準競技者のスポーツとキャリアの2つのプロジェクト目標に従い、高水準競技者リストに最後に登録されてから2年後の高水準競技者の就職状況を判断する。当指標の範囲には、高水準と認められる全種目が含まれる。

当指標の情報のために利用されるデータは、スポーツ担当省から提供される報告書をもとに、リストに最後に登録されてから2年後の「シニア」あるいは「エリート」に分類される高水準競技者について、ナショナルテクニカルディレクター（DTN）に対して実施される調査から得られる。

目標は、高水準競技者リストに最後に登録されてから2年後に求職中あるいは研修中にある者、つまり、高水準競技者にとってはスポーツとキャリアの2つのプロジェクトの達成に失敗したとみなされる元高水準競技者の割合を大幅に減少させることである。しかし、この解釈には注意が必要である。なぜなら、高水準競技者の多くが大学教育あるいは長期の職業課程を受講し、研修の調整が十分でない、研修課程が長期にわたる、という理由から、必ずしも高水準競技者としてのキャリアと平行して学業が成就できるとは限らないからである。

不明又は情報が得られないケースが、2009年の50件（対象人口の6.7%）から、2010年の115件（14.3%）、2011年の174件（22.2%）に増え、スポーツ連盟が調査の対象となる競技者の個人情報全体を知ることが困難であることが明らかになった。2011年は不明又は情報が得られないケースが特に多くみられ、それは、2011年のパネルの54スポーツ連盟のうち7連盟から情報のフィードバックが得られなかったことが要因である。

2009年、2010年、2011年においては、非回答者は、調査対象となるスポーツ連盟のパネル全体の回答者平均に相当する就職状況にあると見なしている。

2011年の就職率は79%とされ、調査の対象となる総計783人の競技者に対して618人が就職していたことになる。プロスポーツ選手として賃金労働に従事している競技者（2012年2月12日時点で就職していると申告した「エリート」及び「シニア」に分類された旧競技者の25.2%）も指標の算出に含まれる。伝統的な報酬を伴うプロスポーツ以外の様々な分野でプロ契約を結んでいる高水準競技者の数が非常に多いことが確認される。

2011年の高水準競技者の就職率が2010年に比べて5.7ポイント減少した。この減少は、2011年は2010年に比べて研修中にある旧競技者の数が3.5%上昇したことが理由である。省リストに最後に登録されてから2年後の高水準競技者の就職率が減少しているのは、国際競争のレベルアップや国際スポーツ連盟が新しい選手資格認定規則を採用し、そのためスポーツの制約が増え、資格を得るための研修と就職という2つのプロジェクトにこれまで以上に多くの時間を要することが理由である。

(第2章 フランス pp.58-60, (ii)成果指標別の詳細方法論 の該当部分を再掲)

●イギリス DCMS「新・青少年スポーツ戦略」(2012年)

学校とコミュニティスポーツクラブとの連携の強化

2017年までに、学校とスポーツクラブとの提携を6,000件以上確立する。サッカーでは2,000、クリケットでは1,250、ラグビーユニオンでは1,300、ラグビーリーグでは1,000、テニスでは1,000のクラブが中等学校との提携を既に約束している。これにより、最も有カスポーツの各団体が、この新戦略に深く関与することになる。NGBは各地域のパートナーと協力し、学校の環境に合わせたサテライトクラブを新たに創設し、既存のコミュニティ「中核」クラブと連携させる。サテライトクラブの運営は、中核クラブから派遣されたコーチとボランティアが担当する。学校の敷地内にサテライトクラブを設立することにより、青少年がサテライトクラブに参加しやすくなる一方で、コミュニティのボランティアがクラブを運営することにより学校の体育との差別化を図る。またサテライトクラブへの参加者を中核クラブに勧誘することにより、コミュニティ環境におけるスポーツ活動への移行を促す。

イングランドの全ての中等学校の敷地内にコミュニティスポーツクラブを設置し、1団体ないし複数の競技統括団体と直接連携させる。NGBによる総合スポーツ計画(Whole Sport Plan)を通じ、各競技統括団体は学校でのスポーツ活動からコミュニティクラブでのスポーツ活動に移行するための道筋を改善する方法を示さなければならない。また、カウンティスポーツパートナーシップに対し、コミュニティ内での学校とスポーツの地域的な連携を効果的に構築する新たな資源を提供する。この活動は、イングランドの学校の「Change4Life Club」における現行の保健事業への投資を基盤として行う。

競技統括団体との協力

青少年に重点を置いた取り組み

総合スポーツ計画(Whole Sport Plan)とは、スポーツイングランドが、資金提供を受けている46の全国競技統括団体(NGB)のそれぞれと締結した業務遂行契約である。総合スポーツ計画では、国庫・国営宝くじ資金の使用方法和、その投資に対して一般市民が期待するであろう成果の内容について定めている。総合スポーツ計画アプローチを採用すれば、各スポーツに最も詳しい人物が、地域・全国レベルにおける各スポーツの発展に影響を与える決定を下すことになる。2013年から2017年までを対象とする次回の総合スポーツ計画でもこのアプローチを継続し、強化したいと考えている。

この新戦略により、多くのNGBがその事業の重点を大幅に変更することになる。まずNGBは、新たな総合スポーツ計画の一環として、16歳以下の青少年のスポーツ参加率を増やす義務を担う。「2013~2017年総合スポーツ計画」では、この対象を14歳以下に引き下げ、14~25歳の青少年グループに主な重点を置く。それに伴い、資金の60%以上をこの年齢層の青少年に振り分ける。この比率は均一に適用されるものではなく、各スポーツの参加者の年齢プロフィールと、それぞれのプログラムの性質によって変化する。

総合スポーツ計画には、それぞれに青少年と成人双方のスポーツ参加率を確実に高める野心的な目標が盛り込まれている。また資金の成果配分システムを厳密に採用したパフォーマンス管理制度を新たに制定する。この制度では、その野心的な目標を達成することができなかったスポーツ団体に対し、財務上の制裁措置を明確に実施する。いっぽう、優秀な業績をあげたスポーツ団体には、その優れた業務を拡大するために利用可能な資金を増額する。このシステムには、審査・報酬の原則を組み入れる。したがって、NGBが契約上の目的を達成できなかった場合には、そのNGBに提供する資金を減額し、その減額分を参加率の増加に関する優れたビジネスケースを提出する能力を備えた他のグループに提供する。

各競技統括団体がスポーツイングランドから受領する資金には、以下の原則を適用する。

- ・総合スポーツ計画資金は、給付金ではなく恩恵的利益であり、成果配分方式に基づいて交付する。
- ・資金は競争原理に基づき、最も優れた計画を提出し、その業務遂行において優れた実績をあげた組織に交付する。
- ・バリュフォーマネーを重要な検討項目とする。NGBは地域レベルでの関係構築の方法を示し、業務を遂行し、参加率を向上させなければならない。
- ・総合スポーツ計画資金の投資を通じて、以下の成果を実現しなければならない。
 - 14~25歳の年齢層の参加率を増やすこと。
 - 成人層全体の参加率を増やすこと。
 - 優れたスポーツ体験を提供し、国民のスポーツ参加率を維持すること。
 - 質の高い人材を育成し、より優れた人材プールを構築するとともに、その潜在的な能力を顕在化させ、目標達成に向けた支援を行うこと。
 - 最も優秀な身体障害者を含め、障害者の参加率を増やすこと。
- ・2013~2017年の総投資額の一部を報酬・インセンティブ資金(Reward and Incentive Fund)とし、極めて優れた実績をあげたNGBに配分し、その事業をさらに推進できるようにする。
- ・学校内で行われているスポーツに関するNGBは、学校内のスポーツやクラブとコミュニティスポーツとの連携を大幅に強化しなければならない。
- ・NGBが総合スポーツ計画資金の受領資格を得るためには、ガバナンスと財務管理に関する高い基準についても満たしていなければならない。公的資金の配分額は、政府の透明性ガイドラインを遵守し、全て公表する。

(第3章 イギリス pp.115-116, 資料(2)の該当部分を再掲)

第7章 調査のまとめ

●カナダ CSP2002 の中間評価における質問／指標（2010 年）

	評価のための質問	評価指標
連携の推進	5. スポーツ団体と教育機関の間に強力な関係が促進されているか？	スポーツ団体と教育機関の間におけるイニシアティブの数

（第5章 カナダ pp.201-203, 図表-5-10 の該当部分を再掲）

●インド 該当なし

●日本 スポーツ立国戦略（2010 年）【参考】

3. スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出 【目標】

○トップスポーツと地域スポーツの好循環を創出するため、広域市町村圏（全国 300 箇所程度）を目安として、拠点となる総合型クラブ（「拠点クラブ」）に引退後のトップアスリートなどの優れた指導者を配置する。

○学校と地域の連携を強化し、人材の好循環を図るため、学校体育・運動部活動で活用する地域のスポーツ人材の拡充を目指す。

（文部科学省 スポーツ立国戦略（平成 22 年 8 月）より抜粋）

【海外諸国における評価指標の例】

政策 7 スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

●施策 7（1）トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・スポーツ団体の傘下にあるスポーツクラブと学校との提携数（イギリス 2012 年、カナダ 2010 年）
- ・全ての中学校の敷地内に地域スポーツクラブを設置、スポーツ団体と連携（イギリス 2012 年）

●施策 7（2）地域スポーツと企業・大学等との連携…該当なし

【所見】

- ・イギリスにおいて 2013 年から本格スタートした総合スポーツ計画に関しては、今後進捗状況や取組の実際を研究し、我が国への適用可能性を探る意義がある。
- ・フランスでは、スポーツ関係の学位を取得した者や特別な研修を受けた者が関連した職業に就くことや、トップアスリートが現役引退後に就職するにあたっての人材管理については、スポーツ担当省の所管事項として国が積極的な関与を行っている。この背景として、フランスではスポーツ指導者等に係る公務員制度が整備されていることがある。我が国においてこのような制度はないが、スポーツ基本計画におけるトップアスリートが引退後に総合型クラブ等において優れたスポーツ指導者となる流れを作り出す「好循環」の実現が掲げられており、総合型クラブが彼らの雇用にあたって十分な処遇を提供できるだけの財政基盤を有することが必要である。

本報告書は、スポーツ基本計画に示されている「計画の進捗状況の検証と計画の見直し」に資するため、諸外国のスポーツに係る行政計画等に関し、根拠・策定経緯・内容・評価指標や評価方法について実態を把握することを目的に、3か月足らずという短期間に文献調査を実施のうえ、コンパクトにまとめたものである。

折しも調査開始の直前に2020年東京五輪の開催が決定し、これを受けて政府は、スポーツ庁の創設について本格的な検討を開始した。そのため本調査にあたっては、我が国の今後のスポーツ政策が2020年に向けて大幅にアップグレードされるという期待に胸をふくらませながら、各国のスポーツ行政計画の在り方に関する情報を可能な限り詳しく整理し、調査研究の成果が今後の施策立案において存分に活用されることを意識して取り組んだ。

また本報告書は、文部科学省が活用することを前提に執筆編集した傍ら、地方スポーツ推進審議会や自治体のスポーツ行政担当局課に活用される可能性も念頭に置いている。

スポーツ基本法第9条には文部科学大臣がスポーツ基本計画を定めることが義務付けられ、第10条において都道府県及び市区町村はその地方の事情に則した「地方スポーツ推進計画」を策定する努力義務が定められている。自治体が国に対して交付金措置や利子補給、あるいはこれらの嵩上げを要求するにあたっては、国が自治体の当該行政事項に係る推進計画の策定及び実施状況を適合要件とするケースが一般的であるため、優先度が高い行政事項についてはたとえ努力義務であっても推進計画を策定しているのが実情であって、スポーツに関しては、旧法による「地方スポーツ振興計画」の計画期間が終了するタイミングでスポーツ基本法による「地方スポーツ推進計画」の新規策定を実施する自治体が多い。

地方におけるスポーツ推進審議会委員や自治体のスポーツ行政担当者らは、自ら策定する推進計画が、スポーツ基本計画や他の自治体の推進計画のコンテンツを横睨みした、金太郎飴のような似通った表情となることだけは回避したいと考えている。彼らが推進計画の策定の現場で悩み、苦勞していることは、どのような施策の柱を組み立ててどのように目標・指標を定めれば5～10年という長期にわたって運用可能な生き続ける計画にできるか、というところにある。かかる地方行政のニーズに対して、本報告書に整理した6か国のスポーツ行政計画における政策プロセス及び評価の在り方が何らか有益なヒントを提供し、推進計画の策定や計画見直しにあたっての助けとなれば幸いである。

本調査研究の作業にあたって多数の外国語文献を取り扱ったが、各種文献における記述のなかで最も印象に残った語句をひとつだけ挙げるとすれば、それはカナダ章の‘living document’であろう。‘living document’とは、カナダスポーツ政策2012の成立過程の終盤に開催された全国集会の討議資料のなかでたびたび用いられている粋な表現で、私はこれを「使える政策文書」と翻訳した。海外の長期的なスポーツ行政計画の在り方に共通して見られるのは、崇高なビジョン、努力すれば実現可能な目標、役割分担と責任が明示され

ているのは当然ながら、政府が国民に対してスポーツの意義を力強く訴えるメッセージ性がとりわけ重要視されており、行政のみならず国民の誰もが計画期間にわたって「使える政策文書」となることを目指して、さまざまな工夫が凝らされているということである。

海外諸国の努力に見るスポーツ行政計画のあるべき姿とは、あらゆる国民に認知され、将来のトップアスリートを夢見て努力している若者らが何度も読み返しては自らの糧とするような熱いメッセージが込められ、どこまで何をすれば達成したのかが誰でもわかるように書かれ、目標達成のための責任の所在が明快なもの、というようなものとなるだろう。

韓国、フランス、インドの計画を調査していて、施策の実施主体が執行機関やスポーツ団体など国ではないものについても、評価のための指標が詳細に設定されている例を目の当たりにした。これらの国では、政策目標を必達する責任を国が負うことを宣言している、とも解釈できる。スポーツが持つ厳しさ・苦しさという側面を真に知る人に対して、責任の所在が曖昧な計画を示したとしても、きっと相手にされない。しかしひとたび国が「責任はこの私が取る。だから一緒にがんばろう」と宣言するなら、計画は瞬時に輝きを放つ。国民は国のイニシアティブを認め、その方針を信頼し、国が策定した目標の達成に向けて自らの責務を果たそうとするはずだ。国が計画に国としての責任を臆せず示すということはすなわち、国がスポーツマンシップの範を国民に示す、ということではないだろうか。

フランスの長期計画を読めば、国の堂々とした姿勢とメッセージの歯切れの良さが印象に残るはずだ。イギリスに見る適時な情報開示の在り方、オーストラリアに見る現状の率直な反省と改革に対する強い意思、カナダに見るスポーツ政策策定にあたっての国民的議論の徹底ぶりなども、次期スポーツ基本計画の策定の際に大いに参考となるだろう。

私はさまざまな政策領域における諸外国の行政制度や法制度に係る比較研究を専門に行う在野の研究者であるが、我が国と諸外国とではバックグラウンドが全く異なる以上、他国の政策がいかにか斬新で有効に見えたとしても我が国がただちに取り入れることは現実的でなく、他国に比べて我が国の取組が遅れているという短絡的な判断や、我が国における施策の批判材料に安易に使われるべきではない、というのが持論である。しかし海外のスポーツ政策には、我が国にも通じる普遍性が認められる。その普遍性は、草の根からトップレベルに至るまで目指す先は常に海外にあり、最高の結果を出す舞台も国際競技大会であり、公正性や高潔さの追求の重要性を全世界が共通に認識し、あらゆる参加者が国際ルールに粛々と従っている、というところから来ており、それゆえに、海外のスポーツ政策に我が国への適用可能性の検討材料を見出す機会が少なくない。したがって最近では、スポーツ政策こそ比較研究が真に役立つ領域かもしれない、と考えるに至っている。

本調査研究の対象国には、平成 24 年度に実施した「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」と同じ 6 か国を取り扱った。我が国が 2020 年東京五輪開催に向けてスポーツ立国として大きく飛躍するためには、今後アメリカ、中国、ロシアなどのメダル強豪国も比較研究の対象国に加え、さらなる情報収集と分析を行う必要がある。（了）

平成 25 年度
文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ・青少年企画課
委託調査

スポーツ政策調査研究（海外のスポーツ基本計画に関する調査研究）
報告書

平成 25 年 11 月 15 日

© 文部科学省

調査研究受託：WIPジャパン株式会社
情報事業本部 海外制度・政策調査グループ
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8200
www.wipgroup.com